

2023 DISCLOSURE

お知らせします 大分信用金庫の現況



ごあいさつ	1
当金庫の概要 役員 組織	2
創立100周年事業の取組について	4
令和4年度トピックス	6
大分信用金庫と地域社会	8
中小企業の経営改善および地域活性化のための取り組み状況	10
地域活性化に貢献する会員組織	13
大分信用金庫地域貢献活動	14
だいしんSDGsへの取り組み	16
店舗のご案内	18
商品・サービスのご案内	20
内部管理体制について	22
法令遵守(コンプライアンス)態勢について	22
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー	23
反社会的勢力への対応について	24
顧客保護態勢について	24
当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	25
利益相反管理への対応について	26
顧客保護への対応について	27
リスク管理態勢について	29
信金中央金庫について	30
総代会について	31
経理・経営内容	35
資金調達	44
資金運用	45
証券業務	47
有価証券の時価情報	48
第102条第1項第5号に掲げる取引	49
自己資本の充実の状況について(定性的開示事項)	50
自己資本の充実の状況について(自己資本の構成に関する開示事項)	52
自己資本の充実の状況について(定量的開示事項)	54
当金庫のあゆみ	58

経営理念

1. 地元産業の発展に寄与する
2. 利益を得たいが他人の利益を先にする
3. 内容を堅実にし待遇の優れた金庫とする
4. 五訓精神の徹底を期する

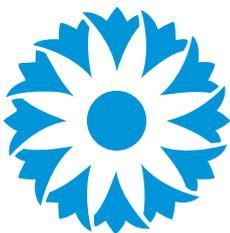
— 五 訓 —

- 時間を徒らに費やすな
- 物を粗略にするな
- 如何なる仕事も楽しみて勤めよ
- 人に親切にし誠をつくせ
- 吾身を省み人をそしるな

経営方針

金融機関を取り巻く環境は、依然として厳しく、信用金庫業界においても自己責任原則に基づく経営の健全性、信頼性向上への要請が一段と強まっております。こうした情勢のもとで、地域限定・中小企業専門・協同組織たる信用金庫の機能発揮がますます強く求められるものと認識し、経営の合理化、効率化を推進するとともにコンプライアンス及び各種リスク管理の徹底、経営基盤拡大を重要課題とし、「迷わず信用金庫する」をモットーに「自立と共生」の精神で、引続き「健全経営」と「地域社会繁栄への奉仕」に更なる努力を重ねて参る所存です。

シンボルマーク



矢車草

矢車草は日本古来のゆかしい、多くの人に愛されてきた親しみ溢れる草花です。小さな花弁が集まってひとつの花が出来ているように、人と人との出会いから生まれる小さな輪がだんだんと膨らんで大きく成長し、やがてコミュニティという花を咲かせます。私たちは、この小さな出会いを大切に考え公共性豊かな金融機関として地域社会に奉仕し、よりよい環境づくりの中心になりたいと考えています。信頼される地域のコミュニケーションが私たちの願いです。



ごあいさつ



会 長
和 田 政 則



理事長
木 村 浩 樹

初夏の清々しい季節を迎え、会員の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。ここに令和4年度・第102期の決算並びに事業の概況を報告するにあたり、会員並びに地域の皆様の、平素のご愛顧とご支援に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

昨年度のがわが国の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症が下半期にかけて収まりを見せたことから、政府による全国旅行支援、入国制限の緩和を背景とした、サービス消費とインバウンド消費の回復が見られた一方、急速な原材料価格の高騰と実質所得の減少等、先行きの不透明感も残りました。

また、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化による、国際政治、経済への影響が未だ解消されておらず、日本経済におけるリスクも潜在的に残っている状況です。

かかる状況下、当金庫は創立100周年の大きな節目を迎えましたが、協同組織金融機関である信用金庫の社会的使命として「事業者支援・生活者支援」に力を注いでまいりました。

この結果、業容面においては、令和5年3月末の預金残高が2,367億6千1百万円、融資残高は1,031億5千6百万円となり、会員数は33,625人、出資金6億7千8百万円となりました。

収益面では、依然として低金利による厳しい収益環境が続く中、「融資」×「融知」による金融支援と本業支援を積極的に行った結果、貸出金利息は7年ぶりに増加に転じ、前期比3千3百万円増の19億8千6百万円、業務収益は前期比1千2百万円増の28億9千1百万円となりました。また、厳格な資産査定を行うことで一層の健全化に努めるとともに、「安全性」や「収益性」、「リスク管理の徹底」を心掛けた余資運用を行った結果、経常利益は1億6千

3百万円、当期純利益は前期比2千5百万円増の2億2千8百万円を計上、黒字経営を持続することができました。

これにより、自己資本額は204億5千1百万円となり、金融機関の健全性を示す自己資本比率は、国内基準4%の5倍を上回る21.23%となりました。

これもひとえに会員並びに地域の皆様のご支援の賜と深く感謝申し上げます。

当金庫がやるべきこと、果たす役割は不変であり、今後も、長期化したコロナ禍の影響を受けたお取引先への金融支援、創業支援やデジタル化を含めた本業支援、住民生活の向上への取組を強化しつつ、「これからも一歩ずつ前へ」のスローガンの下、協同組織金融機関として地域に寄り添い、今まで以上に頼られる地域金融機関として邁進してまいります。

併せて、引き続きコンプライアンス態勢、リスク管理態勢づくりに注力するとともに、経営の健全性維持と更なる体質強化により、地域社会繁栄のためご期待に応えられるよう努力を重ねてまいります。

今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげ、ご挨拶といたします。

令和5年7月

会 長 和 田 政 則
理事長 木 村 浩 樹



当金庫の概要 役員 組織

当金庫の概要 (令和5年3月末現在)

● 創業	大正11年11月
● 預金	236,761百万円
● 貸出金	103,156百万円
● 出資金	678百万円
● 会員数	33,625人
● 店舗数	24店舗
● 常勤役員数	218人

営業地区

大分市／別府市／臼杵市／津久見市／佐伯市／竹田市／杵築市（旧西国東郡大田村を除く）／豊後大野市／由布市／国東市／速見郡日出町／東国東郡姫島村

主な事業内容

1. 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

2. 貸出業務

- (1) 貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
- (2) 手形の割引
商業手形等の割引を取り扱っております。

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

4. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

5. 附帯業務

- (1) 代理業務
 - ① 日本銀行歳入代理店
 - ② 地方公共団体の公金取扱業務
 - ③ 信金中央金庫、株式会社日本政策金融公庫等の代理貸付業務
- (2) 貸金庫業務
- (3) 債務の保証
- (4) 公共債の引受
- (5) 国債の窓口販売
- (6) 保険商品の窓口販売（保険業法第275条第1項により行う保険募集）
- (7) スポーツ振興くじの払戻業務
- (8) 電子債権記録業にかかる業務

会員の推移

(単位：名)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人会員	4,281	4,315	4,416	4,462	4,480
個人会員	29,661	29,439	29,389	29,253	29,145
(個人事業主)	(3,527)	(3,514)	(3,717)	(3,747)	(3,763)
合計	33,942	33,754	33,805	33,715	33,625

出資金の推移

(単位：百万円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人会員	154	159	159	159	164
個人会員	533	527	523	518	513
(個人事業主)	(71)	(70)	(73)	(74)	(75)
合計	687	687	683	677	678

出資配当率

(単位：%)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
配当率	2.0	2.0	2.0	2.0	3.0

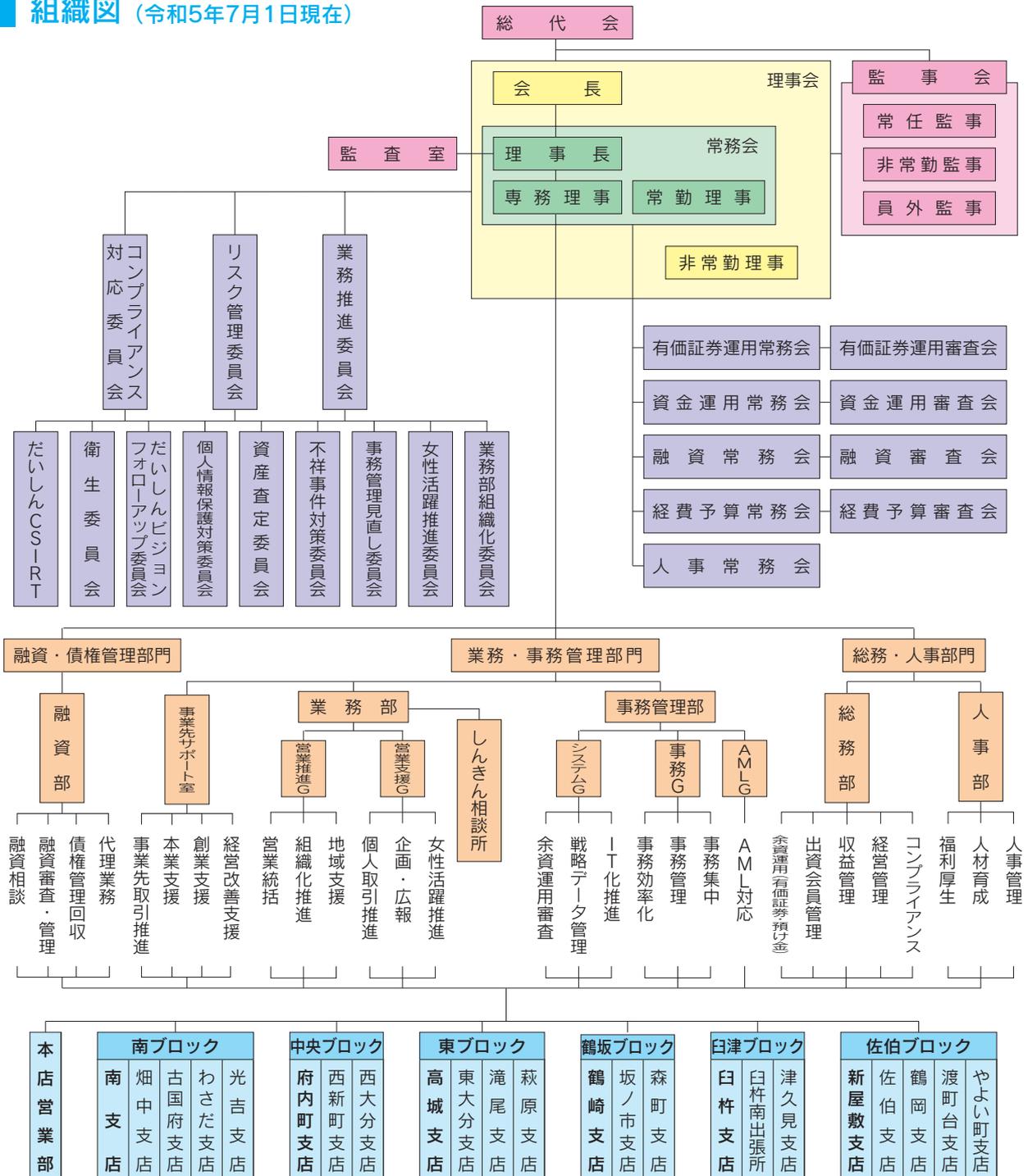
役員一覧 (令和5年7月1日現在)

会長 和田 政則 (代表理事)
 理事長 木村 浩樹 (代表理事)
 専務理事 大村 文明 (代表理事)
 常勤理事 鶴田 裕士 (本店営業部長)
 常勤理事 渡辺 浩之 (白杵支店長兼白杵南出張所長)
 (白津ブロック担当)
 常勤理事 直野 誠 (新屋敷支店長)
 (佐伯ブロック担当)
 常勤理事 松本 啓太 (業務・事務管理部門担当)
 (AML担当)
 (東・鶴坂ブロック担当)
 常勤理事 久士目慎一 (総務・人事部門担当)
 (南・中央ブロック担当)

理事 谷口 一郎 (非常勤) ※1
 理事 山上 博資 (非常勤)
 理事 吉田 祐治 (非常勤) ※1
 常任監事 野田 猛芳
 監事 古庄 研二 (非常勤)
 監事 山上 誠二 (非常勤) ※2

※1で表示している理事は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合せ」に基づく職員外理事です。
 ※2で表示している監事は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

組織図 (令和5年7月1日現在)





創設100周年事業の取組みについて

大分信用金庫は、永きに亘る地域の皆さまからのご愛顧を賜り、令和4年11月14日に創設100周年を迎えることができました。これからも地域の皆さまに必要とされ、信頼される信用金庫であり続けられるよう、全役職員で100周年の先にある新たな成長を目指し、全力で取り組んでまいります。

記念ロゴ・スローガン



これからも一歩ずつ前へ
～だいしんは、おかげさまで100周年～

100周年を記念して誕生したロゴマークは、信用金庫マスコットキャラクターの信ちゃんが100周年をアピールしてくれている様子を表現しています。

スローガンには、大分の皆さまに育ててもらった「感謝」と、これからも歩みを止めず一歩ずつ「前進」し、地域とともに持続的な「成長」を目指していくとの思いを込めました。

主催イベント



「廣津留すみれ・廣津留真理

トークセッション&ヴァイオリンリサイタル」

令和4年11月8日（火）、J:COMホルトホール大分にて開催しました。当日は総代・OB・デザイン会議会員をはじめとする多くのお客様にお越し頂き、1,200名収容のホールは満席となりました。



フードドライブ

当金庫役職員とお客様の家庭で眠っている食料品を持ち寄っていただき、1,078点の食料品が集まりました。

集めた食料品は、「フードバンク おおいた」を通じて、子ども食堂などに届けられました。

各市への寄附



佐伯市への寄附

令和4年11月7日（月）に、佐伯市へ寄附金の贈呈式を行いました。寄附金については、豊後二見ヶ浦遊歩道設置に役立ててもらいました。遊歩道の設置により、佐伯地区がより一層にぎわい、魅力あふれる地になることを願っています。

今後は、大分市・臼杵市・津久見市への寄附を予定しています。

商品

「だいしん100周年記念SDGs定期預金」 「100周年記念融資キャンペーン」

令和4年11月1日～令和5年3月31日の期間に、100年に亘る地域のお客さまのご愛顧に感謝を込めて定期預金と融資商品のキャンペーンを行いました。

テレビCM・イメージポスター



「挑戦を続ける人たち」編

両足義足のランナーである久多良木隆幸さん（当金庫畑中支店デザイン会議会員）が走り出すシーンからスタートし、様々な職業の方々と同様に走る横顔がカットイン。最後に両足義足で走る久多良木さんの全身を映し、挑戦を続ける人たちに応援する当金庫をPRする内容となっています。

イメージポスターはCMとリンクしています。



令和4年度トピックス

4月

1日 令和4年度新入職員入庫式



5月

19日 F M大分のラジオ新CM放送開始

6月

1日 国民年金基金の加入・増口申出書受付業務開始

1日 しんきん「地域応援」キャンペーン実施

15日 「信用金庫の日」全店一斉清掃ボランティア活動実施
大分県内3金庫合同で
お客様感謝デー実施



28日 第101期通常総代会開催

7月

1日 大分労働局（厚生労働省）より「くるみん」認定を取得

1日 WEB完結型フリーローン「Newウェブローン」取扱開始

16日 大分県信用金庫野球大会開催

9月

9日 100周年スローガン・キャッチフレーズ・ロゴマークの決定

12日 やよい町支店を移転し、鶴岡支店内に店舗内店舗化

14日 仲秋祭・浜の市参加（西大分支店）

10月

11日 滝尾支店 新築移転オープン



22日 「第2回だいしんカップミニラグビー大会」開催



23日 別保商工祭り参加（森町支店）

11月

1日 だいしん100周年記念「SDGs定期預金」の取扱開始

1日 100周年記念「感謝キャンペーン」の実施

3日 海部のまつり参加（坂ノ市支店）

5日～6日 うすき竹宵参加（臼杵支店）

7日 100周年事業にかかる佐伯市への寄付金贈呈式実施

8日 大分信用金庫100周年記念公演「廣津留すみれ・廣津留真理 トークセッション&ヴァイオリンリサイタル」開催

12日 県下信用金庫卓球大会・女子ミニバレーボール大会開催

14日 創立100周年
創立100周年記念「お客様感謝デー」実施
創立記念日全店一斉ボランティア清掃活動実施



15日 創立100周年記念テレビ新CM放送開始「挑戦を続ける人たち」編（15秒）
「遺言の日」無料法律相談会開催

12月

- 3日 別大デザイン会議 清掃活動実施（西大分支店）
- 10日 大分いこいの道広場ボランティア清掃活動参加
- 11日 豊後二見ヶ浦大しめ縄の張り替え参加（佐伯支店）



1月

- 18日～20日 フードドライブ実施（1月31日に贈呈式を実施）
- 21日～22日 第30回だいしんカップU-12サッカー大会開催



- 24日 大分県中小企業家同友会および県下3信金連携「創業・経営改善セミナー」開催
- 26日 「公益財団法人 産業雇用安定センター 大分事務所」との連携協定締結

2月

- 10日 大分デザイン会議「インボイス制度」の勉強会開催
講師：熊本国税局、九州経済産業局
- 20日 信金中金「SCBふるさと応援団」による大分市への寄附事業贈呈式
- 28日 大分県より「おおいた女性活躍推進事業者表彰」受賞



3月

- 8日 2年連続「健康経営優良法人2023」（中小規模法人部門）認定
- 26日 大分市ミニバレーボール大会へ協賛
- 31日 取引先等との共存共栄の関係性を構築することを旨とする「パートナーシップ構築宣言」を公表



新型コロナウイルス感染拡大防止の為に中止及び未参加のイベント

- 4月 「さいき春まつり」…佐伯ブロック
「鶴崎けんか祭り」…鶴崎支店
「臼杵市さくらマラソン大会」…臼杵支店
- 5月 「萬弘寺の市」…坂ノ市支店
- 6月 「七瀬川ホテルまつり」…わさだ支店
「鶴崎・大在地区ミニバレーボール大会」…鶴崎支店
- 7月 「長浜神社祭り」…府内町支店
「臼杵祇園まつり」…臼杵支店、臼杵南出張所
「若宮神社夏祭り」…府内町支店
「鶴崎二十三夜祭り」…鶴崎支店
「天神さま夢通り」…西新町、府内町支店
「天満社夏祭り」（神事のみ参加）…西新町支店、本店営業部
- 8月 「ななせ火群まつり」…わさだ支店
「第38回府内戦紙」…だいしん・リトルB
「佐伯みなと火まつり市民総踊り大会」…佐伯ブロック
「東大分商工夏祭り」…萩原支店
「本場鶴崎踊大会」…鶴崎支店
- 9月 「仲秋祭・浜の市」…西大分支店
- 10月 だいしん元気会旅行
大分デザイン会議視察研修
- 11月 大分デザイン会議 人づくりフォーラム
3月 だいしんカップ元気会グラウンド・ゴルフ大会



大分信用金庫と地域社会

いつもあなたのお手伝い
～これまでも、これからもこの街とともに！～

当金庫の地域経済活性化への取り組みについて (※計数は令和5年3月末現在)

当金庫は、大分地域を事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様にご融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民と強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



お客様の預金について



当金庫の令和5年3月末の預金積金残高は236,761百万円です。お客様からお預かりした大切な預金は、みなさまから信頼をいただいている証であります。お客様の大切な財産の運用を安全に、確実に、気軽にご利用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択いただけますよう各種預金を取り揃えております。

なお、取り扱っている商品については、20ページの「商品・サービスのご案内」をご覧ください。



お客様へのご融資について



【貸出金残高の推移】

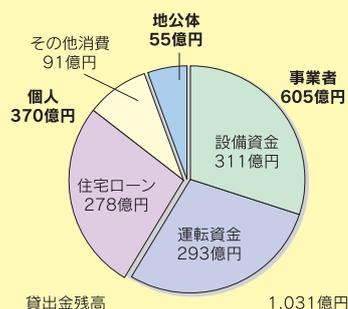
なお、令和4年度における当金庫の貸出残高は右図の構成となっております。また、地元中小企業者の資金ニーズに迅速に応える商品として、「ビジネス応援ローン」等をご提供しております。

なお、この他に当金庫で取り扱っている商品については、20～21ページをご覧ください。

当金庫は、預金者に対する責任に応えるべく、出資者である会員の皆様へのご融資を基本として、地元中小企業の健全な発展と地域社会の繁栄に向けて、多数者利用の原則に基づく融資を心掛けております。

【貸出の運営方針】

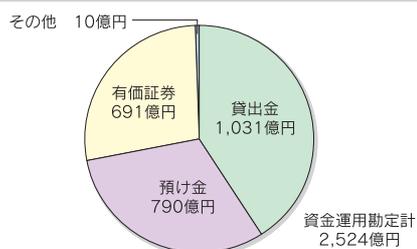
1. 地域に貢献する中小企業に対して積極的に支援します。
2. 大口に偏重することなく、多数のお客様にご利用頂けるように徹底し、信用リスクを分散いたします。
3. 住宅資金や教育資金等住民生活の向上につながる融資に対しては積極的に支援をします。
4. 業種の片寄りを可能な限り是正し、バランスのとれた運用を行います。



【貸出金残高構成】

ご融資以外の運用について

お客様からお預かりした預金や出資金は、ご融資による運用の他に、預け金や有価証券への投資による運用も行っております。



【資金運用勘定残高内訳】



今期決算に関する事項



【収益の推移】

「全員営業・全員業推」により、預金残高は2,367億円、貸出金残高は1,031億円となりました。依然として厳しい収益環境は続いておりますが、利息収入は7年ぶりに増加に転じました。

また、アフターコロナ対応等、取引先への積極支援の目的で貸倒引当金の繰入を行いました。当期純利益は前期比25百万円増加して228百万円となりました。

今後も環境の変化に柔軟に対応し、経営資源の有効活用と再配分を進めながら安定的な収益確保に努めて、地域の皆様の期待と信頼に応えられる態勢づくりに努めてまいります。



中小企業の経営改善および地域活性化のための取り組み状況

地域密着型金融の取り組みについて

当金庫は地域に根ざした協同組織の金融機関として、永年に亘り地域の方に愛され信頼される金融機関になることを目指しています。中小・零細企業の経営者の方やそこで働かれている従業員の方、この地域に住まわれている全ての方が、安心して経営・生活していくことができる様、課題解決に資する取組みを積極的に行っております。

平成28年10月には、お取引していただいている事業者の方に対して、金融支援だけでなく様々な経営課題に対し直接支援できる体制を整えるため、専担部署として「事業先サポート室」を開設しました。お取引して頂いているお客さま一人一人の、その時々異なる経営課題に対して、当金庫はいつも最適な解決策を提供したいと思っています。「事業先サポート室」は開設後6年余が経過しましたが、創業支援、経営改善支援、販路開拓支援、事業承継支援等については外部支援機関や各種専門家と連携し、協力体制が整っており、補助金申請支援については当金庫独自の申請支援体制の構築を行っております。

「中小企業の健全な発展・豊かな住民生活の実現・地域社会繁栄への奉仕」の理念のもと、引続きお客さまに迅速な解決策の提供や夢の実現に向けたお手伝いができる地域密着型の金融機関を追求してまいります。ライフステージ、ライフサイクルに応じた適切な情報提供や各種施策を活用し、取引先企業の事業価値向上に向けた支援を行うことで、地域活性化に向けた取組みを一層強化してまいります。



1. 創業支援・新事業支援の取り組みについて

当金庫は、新しく事業を開始する方に対し創業実現に向けた支援を行うため、大分県よろず支援拠点やおおいたスタートアップセンター等の公的支援機関と連携して、創業計画の作成支援やその他創業に関する課題の解決を伴走型で行っております。

また、日本政策金融公庫とも連携することで、事業に関する情報提供やアドバイスができる体制を整えており、日本政策金融公庫との協調商品「Shinking（シンキング）」を活用して創業時における資金面での不安を取り除けるよう、創業支援体制の整備・強化を行っております。

当金庫はこれまで、創業支援を行ったお客様が創業後に持つ経営課題についてアンケートを実施し、それに基づく解決策を盛り込んだ「創業者セミナー」を開催するなど、事業計画の策定から創業実現・実施、その後のアフターフォローまでワンストップで支援する取組みを実践してまいりました。

しかし、新型コロナウイルスの流行は、創業間もない事業者はもちろんの事、多くの事業者に不安と度重なる我慢をもたらしました。当金庫は、創業支援した事業者に対して必要な金融支援や専門家派遣等を行い、アフターコロナを乗り切るための支援体制を強化しています。引続き、事業者に対して寄り添った支援を行い、親身かつ丁寧に対応してまいります。

創業に関する取り組み実績

	令和3年度	令和4年度
相談受付先数	56先	63先
資金対応先	31先	38先
融資金額	231百万円	150百万円

2. 成長・発展支援の取り組みについて

今日、非対面での営業スタイルや販売チャネルが増えていきます。社会の変化に対応するため、当金庫もこれら新しいものを一部採り入れていますが、地域金融機関の基本姿勢で重要なのは、今も変わらず訪問による「Face to Face」であると考えています。得意先係が訪問、面談、十分な対話を行い、お取引先企業の皆さまの経営上の悩みや喜びを共有することで、非対面では創ることのできない信頼関係を築くことができると考えております。

これからもお客さま一人一人と正面から向き合い、「Face to Face」を通じて適切な「本業支援」を実施することにより、お客様や地域の発展に貢献できる取り組みを行ってまいります。

また、環境の移り変わりが早く、先行き不透明な経営環境下において当金庫は、資金面での支援をするのはもちろんのこと、国を始めとする公的機関が打出す施策（補助金や給付金、助成金）の案内や申請支援を行っています。全国の信用金庫間ネットワークを活用したビジネスマッチングサイト「しんきんコネクト」による非対面チャネルでできる販路開拓ツールの提供など販路拡大支援が迅速に行えるよう体制整備を行っております。

本業支援・ソリューション提案先数（企業単位ベース）

	令和3年度	令和4年度
本業支援先数	144先	207先
中小企業支援策の活用	112先	118先
販路拡大・ビジネスマッチング	16先	69先
事業承継・M&A、転廃業支援	16先	20先

※取引先企業の経営課題解決に向けた支援を行った先数（企業価値向上に資する取組み）

※外部支援機関の活用、専門家派遣、各種補助金の活用を行った先数

※各種ビジネスマッチング商談会へのエントリー等、販路拡大支援を行った先数

※大分県事業承継・引継ぎ支援センターの活用および土業等の専門家を交えて支援を行った先数



その他本業支援の取り組み事例

経営改善支援

- 各種専門家派遣の実施
- 経営改善計画書作成支援
- 中小企業活性化協議会（経営改善支援センター・中小企業再生支援協議会）の活用
- 大分県信用保証協会「経営安定化支援事業」活用

補助金・その他の申請支援

- ものづくり補助金申請支援
- 事業再構築補助金申請支援
- 各市補助金申請支援
- 経営革新申請支援

販路拡大支援

- 大分県産品展示商談会への参加
- しんきん合同商談会への参加
- JFC大分農工商談会への参加

その他の支援

- 信金キャピタル(株)・(株)トランビ、(株)M&Aの窓口の活用（M&A支援）
- 大分県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携（事業承継支援）
- ミイダス(株)の活用、(公財)産業雇用安定センターの活用（人材確保支援）
- (株)みらいワークス「Skill Shift」活用（副業人材活用支援）
- 「佐伯市副業人材マッチング支援事業」の開始



※写真は「令和4年度大分県産品展示商談会」の様子



3. 経営改善支援等の取り組み実績

【令和4年4月～令和5年3月】

(単位：先数)

(単位：%)

	期初 債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先数 α	αのうち期末に 債務者区分が ランクアップ した先数			経営改善支援 取組み率 α/A	ランクアップ 率 β/α	再生計画 策定率 δ/α	
			β	γ	δ				
正常先 ①	3,002	0		0	0	0.0%		0.0%	
要 注 意 先	うちその他要注意先 ②	283	20	0	14	20	7.0%	0.0%	100.0%
	うち要管理先 ③	4	1	0	1	1	25.0%	0.0%	100.0%
破綻懸念先 ④	45	12	0	7	12	26.7%	0.0%	100.0%	
実質破綻先 ⑤	39	5	0	5	5	12.8%	0.0%	100.0%	
破綻先 ⑥	17	0	0	0	0	0.0%	-	-	
小 計 (②～⑥の計)	388	38	0	27	38	9.8%	0.0%	100.0%	
合 計	3,390	38	0	27	38	1.12%	0.0%	100.0%	

- (注) ・ 期初債務者数及び債務者区分は令和4年4月当初時点で整理。
 ・ 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含みません。
 ・ βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めていますがβに含みません。
 ・ 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含みます。
 ・ 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理します。
 ・ 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含みません。
 ・ γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。
 ・ みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。
 ・ 「αのうち再生計画を策定している全ての先数 δ」には、金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業支援協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含みます。

4. 「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	95件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	3.81%
保証契約を解除した件数	19件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

地域活性化に貢献する会員組織

令和4年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、旅行、スポーツ大会等の開催は中止しています。下記に紹介した各会員組織も、活動やイベントの自粛が続いておりましたが、令和5年2月に大分デザイン会議勉強会を実施することができました。

●大分デザイン会議

地元中小企業の若手経営者、事業後継者で構成され、「じぶんづくり」「わが社づくり」「おおいたづくり」を目指し活動しています。会員は300名で、支部の役員で構成する本部会員は約70名で、勉強会や著名人を招いての講演会、視察研修などを行っています。

令和5年2月、3年ぶりに勉強会を開催し、約50名の会員が参加しました。テーマは「インボイス制度について」であり、インボイス制度の概要や制度導入に関係する補助金等の支援施策について行いました。参加された会員の皆さまからは「インボイス制度への理解が深まった」「補助金の内容まで聞けて良かった」などの声を頂き、好評でした。各支部においても、各種勉強会や地域のお祭り、イベントに参加し、地域づくりに取組んでいます。



●Little-B

地元の中小企業で働く若者男女の会員で構成され、若者の文化・情報発信・会員相互交流の場を提供することを目的に活動を行っています。主な活動は府内戦紙への出場や各種イベントを開催しています。若者の出会いの場としてキャンプ&バーベキューやスポーツ大会など、異業種の方々との新しい出会いや交流を深めるなど、若い世代の未来を応援しています。



●だいしん元気会

だいしん元気会は当金庫で年金をお受取の方、またはご予約の方を対象に構成されています。主に旅行やスポーツ大会を開催しています。

健康づくりの一環として佐伯地区で実施される「だいしんグラウンドゴルフ大会」。例年、約300名が参加され、ハツラツとプレーする姿がたくさん見られました。

元気会旅行は毎年楽しみにされている会員が多く、コロナ終息後の実施を希望される会員さんから多くの声が届いています。





大分信用金庫地域貢献活動

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域のお祭りやイベントが中止となり、当金庫主催の旅行会、一部スポーツ大会等が開催できませんでした。今後、感染状況が落ち着き、活動が再開できることを願っています。

地域づくりの応援団

例年8月に大分市で開催される大分七夕まつりのメインイベント「府内戦紙」。当庫職員と地元中小企業で働く若者で構成する「Little-B」が一つになり参加しています。

また、当庫若手職員で構成される「お祭りクラブ」は、各地域で開催される伝統行事や神輿巡行の担ぎ手、運営等に参加しています。

今後も「佐伯春まつり」「鶴崎踊り」「浜の市」「臼杵竹宵」等各地のお祭りに参加し、地域の方々との交流を通して、地域の賑わいづくりに貢献していきます。



フードドライブの実施

創立100周年事業の一環、SDGsの取組として食料品寄付運動（フードドライブ）を、役職員、お客様にご協力を頂き、令和5年1月18日～20日の3日間全店舗にて実施しました。集まった食料品（1,078個）はフードバンクおおいた（運営：大分県社会福祉協議会）を通じて子ども食堂や食料品が必要とする方々に届けられました。

今回初めての取り組みでしたが、食品ロスへの意識向上、支援を通じての地域との繋がりを大事に、今後も活動を継続していきます。



清掃活動に参加

大分駅南にある「大分いこいの道」広場は、当金庫90周年記念植樹を実施した公園であり、ボランティアサポーターとして毎年清掃活動に参加しています。

令和4年度は12月に、いこいの道協議会の会員、地域のボランティアの方々と一緒に芝生の草取りやゴミ拾いをおこないました。この美しい芝生の広場が、市民の憩いの場として、今後も多くの方々に利用して頂きたいと思えます。

その他「信用金庫の日」「だいしん創立記念日」に実施する全店一斉清掃活動や、津留地区河川クリーン活動等に参加しています。

当金庫は令和4年11月14日に創立100周年を迎えました。これからもきれいなまちづくりを目指し活動に取り組んでいきます。



スポーツ振興

少年スポーツの発展に寄与することを目的に、平成6年より「だいしんカップ少年サッカー大会」を開催し今回で30回目を迎えました。大分市内・県南地区から42チームが出場。6年生にとっては公式戦最後の試合となるため、全チームが勝利を目指し全力でプレイするなか、PKで勝敗が決まった試合も数多く、熱戦が繰り広げられました。その他にも、「だいしんミニラグビー大会」や鶴崎支店が主催する「鶴崎・大在地区ミニバレーボール大会」の開催、県民すこやかスポーツ祭の「大分市ミニバレーボール大会」への協賛など、今後もスポーツの振興を応援していきます。



だいしんギャラリー

平成9年4月に当庫本店北隣にオープンした「だいしんギャラリー」は会員の趣味やお稽古ごとの発表の場として無料で開放しています。オープン以来すでに約300組を越える会員が利用され好評を得ています。令和2年よりコロナ禍でギャラリーを利用される方が少ない状況ですが、収束しましたら多くの会員の方々に活用されることを願っています。



展示時間 原則として
午前9時～午後5時

お問い合わせ先 大分信用金庫業務部
☎0120-120-827



豊後遊草会作品展



だいしんのSDGsへの取り組み

当金庫は、協同組織の地域金融機関として「迷わず信用金庫する」をスローガンに掲げ、「だいしんの3づくり」（中小企業づくり・住民生活づくり・地域社会づくり）に取り組み、地域の発展に徹してまいりました。

今後も、「だいしんの3づくり」のもと、地域社会の抱える課題解決に取組みSDGsの掲げる、持続可能で多様性のある社会の実現に努めてまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるため、2030年に向けて世界各国が合意した17の目標と169のターゲットから構成された世界共通の目標です。

令和4年度のだいしん×SDGs

○産業雇用安定センターとの連携協定締結



令和5年1月に、公益財団法人産業雇用安定センターとお取引先の人材支援に関する連携協定を締結しました。

再就職や出向支援の専門機関である同センターとの連携により、人手不足や、自主廃業・事業縮小をする取引事業先が人材面で抱える課題解決に向けた本業支援を行っていきます。

今後も取引事業先への支援体制を強化し、地域経済の発展・活性化に寄与してまいります。

○「くるみん」認定の取得



令和4年7月1日、大分労働局（厚生労働省）が認証を行う「くるみん」認定を取得しました。主な取り組みとしては、「配偶者出産時の男性職員による休暇取得の促進」、「ノー残業デー実施日数の増加」「パソコン自動シャットダウンシステムの導入」です。

今後も仕事と生活が両立できる職場環境づくりに努めていきます。

○フードドライブ実施



令和5年1月18日～20日に、当金庫役員様とお客様の家庭で眠っている食料品を店舗に持ち寄っていただき、全部で1,078個（寄贈ボックス19箱に相当）の食料品が集まりました。

集めた食料品は、フードバンクおおいた（運営：大分県社会福祉協議会）を通じて子ども食堂など必要とする方々に届けられます。

○信金中金「SCBふるさと応援団」による大分市への寄附



信用金庫の中央機関である信金中央金庫が実施する、地方創生スキーム「SCBふるさと応援団」の寄附対象に、当金庫が大分市の「若手事業家育成事業～オオイタミライビルド～」を推薦・支援し、令和5年2月20日に大分市役所にて寄附金の贈呈式を行いました。

こちらの寄附金は、学生を対象にした起業セミナーや「おおいた学生ビジネスプランコンテスト」、起業家育成施設の運営費用に活用されます。

○ボランティア清掃活動



当金庫が、創立90周年の記念植樹を実施した大分駅南にある「大分いこいの道」広場では、ボランティアサポーターとして毎年清掃活動に参加しています。

その他には、「創立記念日」等に実施する全店一斉清掃活動にも参加し、きれいで住みやすい街づくりになるよう取り組んでいます。

その他の取り組みについては、ホームページに掲載しています。ぜひ、ご覧ください。
詳しくはこちら →





店舗のご案内 (令和5年7月1日現在)

店舗及びATM稼動時間一覧

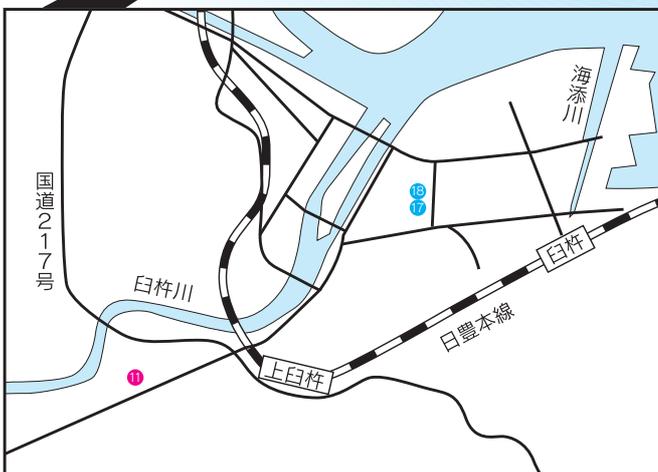
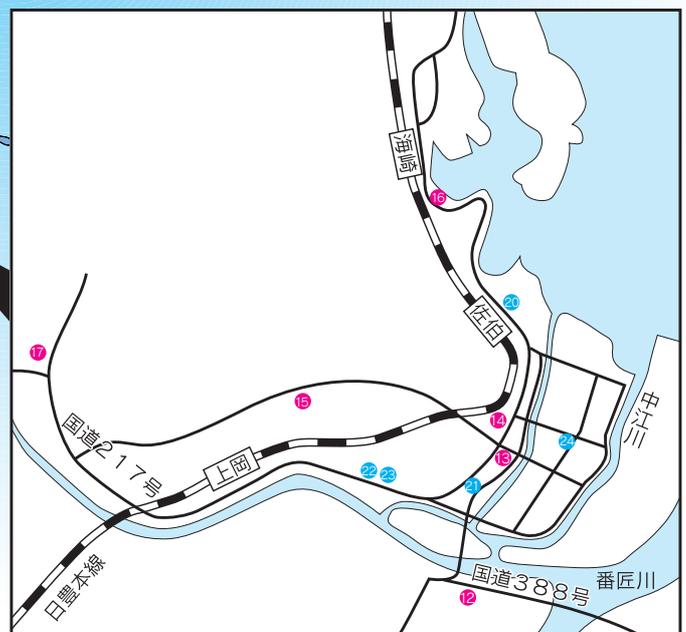
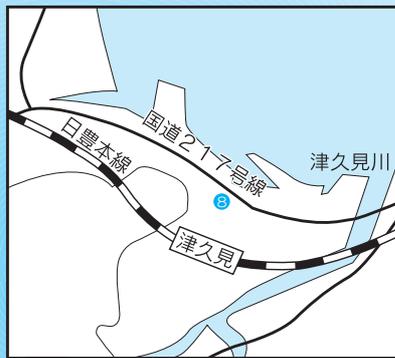
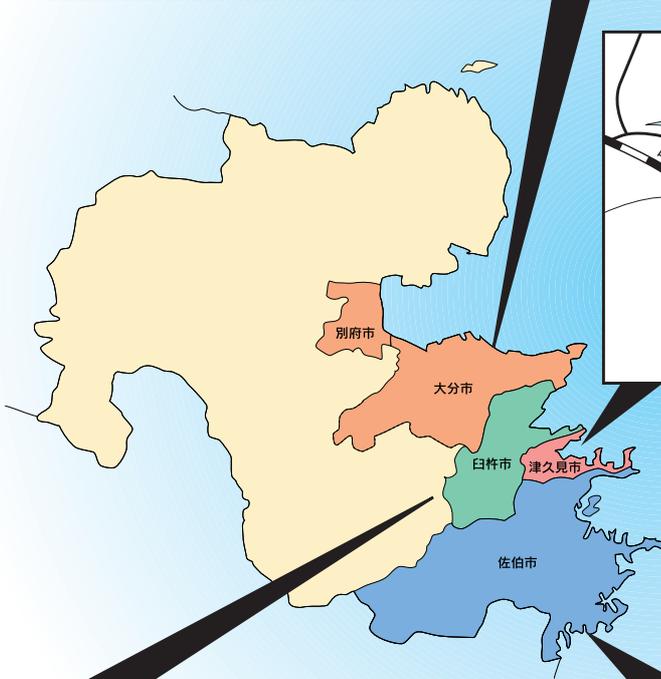
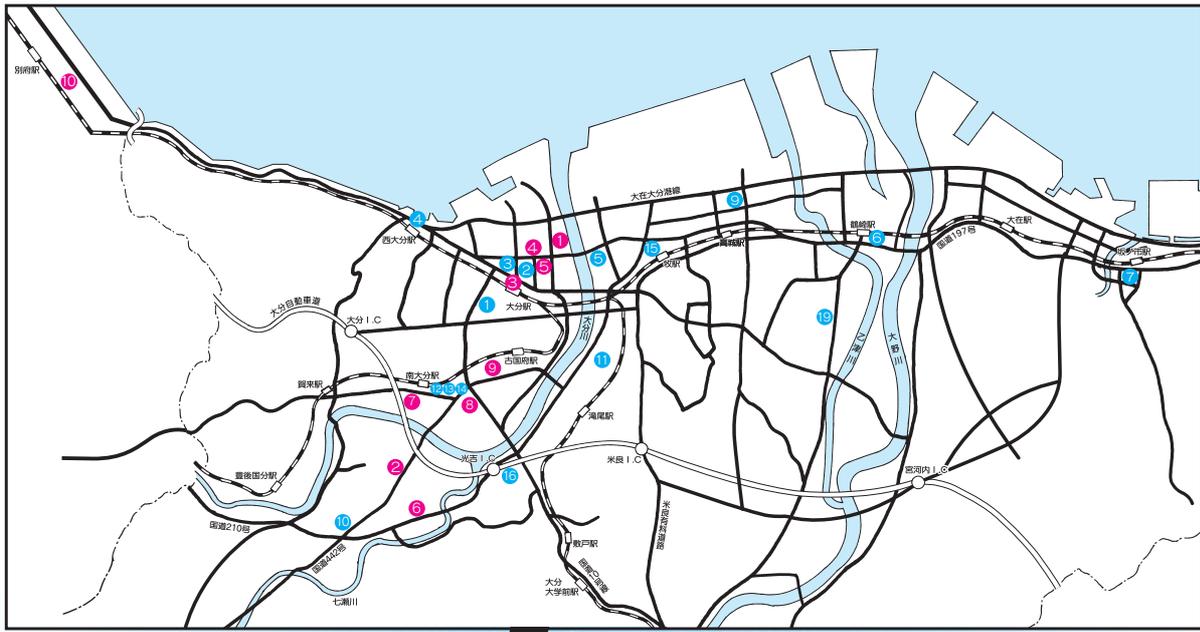
店舗	所在地	電話	ATMお取り扱い時間	
			平日	土・日・祝日
① 本店営業部	大分市大道町3丁目4番42号	097-543-5151	8:00~19:00	8:00~19:00
② 府内町支店	大分市府内町1丁目4番28号	097-535-1100	8:00~19:00	8:00~19:00
③ 西新町支店	大分市中央町3丁目3番11号	097-532-2116	8:00~19:00	8:00~19:00
④ 西大分支店	大分市浜の市1丁目3番34号	097-536-1311	8:00~19:00	8:00~19:00
⑤ 東大分支店	大分市南津留11番4号	097-558-1511	8:00~19:00	8:00~19:00
⑥ 鶴崎支店	大分市中鶴崎1丁目7番15号	097-527-3195	8:00~19:00	8:00~19:00
⑦ 坂ノ市支店	大分市坂ノ市中央3丁目18番14号	097-592-1611	8:00~19:00	8:00~19:00
⑧ 津久見支店	津久見市中央町24番20号	0972-82-2195	8:00~19:00	8:00~19:00
⑨ 高城支店	大分市高松東2丁目5番13号	097-558-3788	8:00~19:00	8:00~19:00
⑩ わさだ支店	大分市大字木ノ上23番地1	097-541-1221	8:00~19:00	8:00~19:00
⑪ 滝尾支店	大分市大字片島526番地1	097-569-5846	8:00~19:00	8:00~19:00
⑫ 南支店	大分市田中町1丁目5番1号	097-543-3111	8:00~19:00	8:00~19:00
⑬ 畑中支店		097-547-0171		
⑭ 古国府支店		097-573-5111		
⑮ 萩原支店	大分市牧2丁目1番1号	097-556-0056	8:00~19:00	8:00~19:00
⑯ 光吉支店	大分市大字光吉764番地の3	097-567-0311	8:00~19:00	8:00~19:00
⑰ 臼杵支店	臼杵市大字臼杵字新町664番地の1	0972-63-0222	8:00~19:00	8:00~19:00
⑱ 臼杵南出張所		0972-63-3110		
⑲ 森町支店	大分市大字森町517番地の3	097-522-0811	8:00~19:00	8:00~19:00
⑳ 佐伯支店	佐伯市駅前2丁目7番15号	0972-24-1511	8:00~19:00	8:00~19:00
㉑ 新屋敷支店	佐伯市大手町2丁目1番24号	0972-24-1311	8:00~19:00	8:00~19:00
㉒ 鶴岡支店	佐伯市鶴岡町1丁目3番2号	0972-24-1411	8:00~19:00	8:00~19:00
㉓ やよい町支店		0972-46-2650		
㉔ 渡町台支店	佐伯市長島町1丁目24番12号	0972-24-1611	8:00~19:00	8:00~19:00

店舗外ATM

① 中島出張所	8:00~19:00	8:00~19:00
② 宗方出張所	8:00~19:00	8:00~19:00
③ 大分駅共同出張所	8:00~21:00	9:00~19:00
④ 大分市役所共同出張所	9:00~17:00	
⑤ 大分県庁共同出張所	9:00~17:00	
⑥ トキハわさだタウンショッピングセンター共同出張所	9:00~20:00	9:00~19:00
⑦ 城南出張所	8:00~19:00	8:00~19:00
⑧ 畑中店外ATM出張所	8:00~19:00	8:00~19:00
⑨ ドラッグセイムス大分羽屋店出張所	8:00~19:00	8:00~19:00
⑩ 別府出張所	8:00~19:00	8:00~19:00
⑪ 臼杵南店外ATM出張所	8:00~19:00	8:00~19:00
⑫ トキハインダストリー佐伯店出張所	9:00~20:00	9:00~17:00
⑬ 佐伯市役所共同出張所	9:00~18:00	
⑭ 南海医療センター出張所	9:00~17:00	
⑮ フリーモールサンリブ佐伯出張所	9:00~20:00	9:00~17:00
⑯ ユーマート海崎出張所	8:00~19:00	8:00~19:00
⑰ やよい町店外ATM出張所	8:00~19:00	8:00~19:00

(注) 黄色い網掛けをされているコーナーは入金取引ができません。

店舗網





商品・サービスのご案内

預金業務 (令和5年7月1日現在)

〈主な預金商品〉

種類	特 色	期 間	お預け入れ額
当座預金	現金決済にかわる手形・小切手をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	ご自由に出し入れができる預金です。給与・年金の受取り、公共料金の自動支払いなどにご利用いただけます。また、後見制度支援預金としてもご利用頂けます。(別途定めあり)	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	お利息はつきませんが、普通預金と同様にご利用でき、預金保険制度により全額保護される預金です。また、後見制度支援預金としてもご利用頂けます。(別途定めあり)	出し入れ自由	1円以上
総合口座	普通預金と定期預金をセットした口座で、必要な時には定期預金残高の90%以内、最高300万円まで自動融資がご利用できます。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	個人専用で、ご自由に出し入れができる預金です。ただし、自動受取りや自動支払口座としてはご利用になれません。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまったお金の短期運用に最適な預金です。お引き出しの際は、その2日前までにご連絡をいただく必要があります。	7日以上	1万円以上
納税準備預金	納税資金を準備しておくための預金です。お利息に税金がかかります。(納税以外の目的で払戻した場合は、課税扱いとなります)	入金：自由 出金：納税時	1円以上
大口定期預金	1千万円以上のまとまった資金の運用に有利な預金です。	1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月 1年・2年・3年・4年・5年	1,000万円以上
スーパー定期	1千万円未満の自由金利型定期預金です。	1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月 1年・2年・3年・4年・5年	100円以上 1,000万円未満
期日指定定期預金	個人が対象で、1年を経過すれば1ヶ月前に満期日を指定できます。	最長3年 (うち据置1年)	100円以上 300万円未満
だいしん年金定期預金	当金庫で公的年金の受取口座がある方を対象に、金利を上乗せしている定期預金です。	1年	100円以上 200万円以内
サマー定期預金 ウィンター定期預金	新規お預入か増額継続に限り、期間限定で優遇金利を適用する商品です。ボーナス資金の運用などに最適です。	1年	1円以上 1,000万円未満
だいしん退職金定期預金	預入日の2年以内に退職金を受け取られた当金庫出資会員の個人の方で新規お預入に限り優遇金利を適用する商品です。(募集金額に達成しだい終了です)	1年	300万円以上 1,000万円以下
だいしん相続定期預金	1年以内に相続資金を受け取られた方に金利を上乗せしている定期預金です。(相続預金の受取額が上限で作成可能です。)	1年	100万円以上
定期積金	将来のライフプラン実現に向けて毎月決まった金額を積み立てる預金です。	6ヶ月～10年 (1ヶ月単位)	1,000円以上

融資業務 (令和5年7月1日現在)

〈一般のご融資〉

種類	特 色
割引手形	一般商業手形の割引をいたします。
手形貸付	仕入資金など短期運用資金にご利用ください。
証書貸付	設備資金・運転資金など、長期資金が必要な時にご利用ください。
当座貸付	一定限度額内で時期、金額を問わず借入れができます。

〈主なローン〉

種類	特 色	期 間	ご融資金額
創業応援ローン	新規開業先・事業を開始して3年以内の個人事業主・法人の方の運転資金・設備資金にご利用いただけます。	運転資金・設備資金 10年以内	1,500万円以内
女性創業応援ローン	新規開業先・事業を開始して3年以内の女性創業(予定)者および女性経営者の方の運転資金・設備資金にご利用いただけます。	運転資金・設備資金 10年以内	1,500万円以内
メンバーズビジネス応援ローン	事業者の方の運転資金・設備資金にご利用いただけます。既存の借入れのおまとめや他金融機関からの借換も対象となります。	運転資金15年以内 設備資金20年以内	1億円以内
アフターコロナサポートローン	新型コロナウイルス感染症に起因した影響を受けている事業者の方の運転資金・設備資金にご利用いただけます。既存の借入れのおまとめや他金融機関からの借換も対象となります。	運転資金15年以内 設備資金20年以内	5,000万円以内

種 類	特 色	期 間	ご融資金額
成長応援ローン	将来性のある企業の成長を積極的にサポートし、事業拡大や新事業展開に必要な運転資金・設備資金にご利用いただけます。借入以外の支援として、事業計画策定、補助金等の申請支援もサポートします。	運転資金・設備資金 10年以内	3,000万円以内
だいしん アパートローン	賃貸住宅、アパートなどの新築や増改築資金としてご利用いただけます。これらの資金の他金融機関からの借換も対象となります。	30年以内	100万円以上 2億円以下
だいしん ビジネスフリーローン	個人事業者・法人役員専用のフリーローン。事業資金を含めて使いみちが自由で、担保・保証人も不要です。	6ヶ月以上 10年以内	10万円以上 500万円以下
だいしん カーライフプラン	自動車購入・車検・修理・免許取得費用等、自動車に関連する資金としてご利用いただけます。他金融機関からの借換も対象となります。	3ヶ月以上 10年以内	1万円以上 1,000万円以内
だいしん 教育プラン	就学する学校等への納付金、授業料、施設設備費等の学校納付金、受験費用、他進学資金としてご利用いただけます。(担保・保証人原則不要です。)	3ヶ月以上 10年以内	1,000万円以内
だいしん 「住まいるローン」	住宅の新築、増築、建売住宅、中古住宅、マンション、土地購入、他金融機関からの借換資金としてご利用いただけます。諸費用分も申込でき、変動金利、10年固定金利、全期間固定型が選べます。	2年以上 40年以内	10万円以上 1億円以内
だいしん 「無担保住宅ローン」	インターネット、スマートフォンから仮申込でき、住宅の新築、建替、リフォーム、他金融機関からの借換資金などに無担保でご利用いただけます。	3ヶ月以上 20年以内	1,000万円以内
だいしん 「不動産活用ローン」 (住宅タイプ)	自己居住のための土地及び住宅（マンション・太陽光設備付住宅含む。）取得、リフォーム、他金融機関からの借換資金（住宅部分に限定）にご利用いただけます。	1年以上 35年以内	50万以上 5,000万円以内
だいしん 「不動産活用ローン」 (フリータイプ)	自宅や遊休資産を担保に、お借入れのおまとめや、お使いみち自由な資金をご利用いただけます。但し、事業性、投機性の資金にはご利用いただけません。	1年以上 30年以内	50万以上 5,000万円以内
「スマイルアシスト」	住宅ローン利用者限定の低金利フリーローン。当金庫、他金融機関問わず、お使い道も自由です。担保、保証人も原則不要でインターネット、スマートフォンから仮申込頂けます。	10年以内	10万円以上 500万円以内
だいしん 「フリーローンモア」	旅行、レジャー、家電購入など様々な用途でご利用いただけます。担保・保証人も原則不要です。	10年以内	10万円以上 500万円以内
「Newウェブローン」	当金庫で普通預金をお持ちの方がインターネット、スマートフォンでお借入れいただける来店不要型のフリーローンです。	6ヶ月以上 10年以内	10万円以上 300万円以内
カードローン だいしん「きゃつる」	お使いみちはご自由で、担保、保証人も不要です。急な出費の時に便利です。又、全国のCD・ATMからカード1枚でご利用いただけます。	3年 (原則・自動更新)	10万円以上 500万円以下

〈制度融資〉

特 色
大分県および市町村で制度化している中小企業の皆様向けの融資をお取扱っています。

〈代理業務〉

特 色
信金中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人福祉医療機構などの代理業務を取り扱っています。

詳細については得意先係、窓口にてお尋ねください。

サービスの案内 (令和5年7月1日現在)

保険商品	傷害保険、医療保険、がん保険等を取扱い ライフイベントに合わせて、保険選びや見直しのご相談に無料で対応しています。
インターネット バンキング	店頭やATMに行かなくても、自宅やオフィスでスマートフォンやパソコンから、お振込みや税金等各種料金の払込ができます。
しんきん バンキングアプリ	口座残高や入出金明細照会が、どこにいても確認できる個人向けアプリです。 過去の明細確認やメモの記入もでき便利なスマホ通帳機能付きです。来店することなく利用申込が可能です。
でんさい	電子債権ネットワークを通じて流通する電子記録債権のことです。これまでの手形債権とは異なり、電子的に記録されることによって発生する新しい決済サービスのことです。
個人型確定拠出年金 (iDeCo) 取次	iDeCo (イデコ) とは「個人型確定拠出年金」という制度のことです。加入するお客様自身が、掛金を定め運用を行い、その結果によって将来受け取る給付額が変動する年金制度のことです。
国民年金基金 (併営業務代理店)	自営業、フリーランスなどの方々のため、老齢基礎年金に上乗せして、より豊かな老後を保障する公的な年金制度です。国民年金基金制度には、税制上の優遇措置があります。



内部管理体制について

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の規定に基づき、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性を確保するため「内部管理基本方針」を定めています。

(1) 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「コンプライアンス対応委員会」を毎月1回開催し、コンプライアンスに係る報告のほか、コンプライアンスプログラムの実施状況、次年度計画の策定などを行いました。
- ・各営業店及び各部署においては、当年度も毎月1回テーマを統一してのコンプライアンス勉強会を開催しました。
- ・また、支店長会議出席者及び次席会議出席者を対象として、外部講師によるコンプライアンス研修を開催しました。

(2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・職務の執行に関する情報については、「文書取扱規程」に基づき、適正に保存・管理されています。
- ・理事及び監事は、これらの文書を常時閲覧できる状態にあります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク管理委員会」を毎月1回開催し、金庫の把握する流動性リスク、信用リスク、事務リスク等に関する報告を行いました。また、重要な項目については、常務会・理事会へ定期的に報告しています。
- ・監査室は、各部署に対する定例監査を実施するほか、部店長異動に伴う特定監査等を実施し、その実施状況および結果を常務会・理事会に報告するとともに、必要に応じて各種会議等で改善すべき事項について改善指示をしています。

(4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・理事の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、理事会を開催し、各役員（非常勤役員を含む）に対して四半期ごとの業務報告、事業計画の進捗状況や規程等の制定・改訂、大口与信先の状況報告等を行いました。

(5) 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- ・「内部管理基本方針」において、理事会は監事と協議のうえ、監査室の職員を、監事を補助すべき職員として指名することができる旨を定めています。

(6) 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項

- ・「内部管理基本方針」において、監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないことなどを定めています。

(7) 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

- ・平成27年9月1日に「内部管理基本方針」を改訂し、「監事への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止する」旨及び「監事へ報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合は就業規則等に則り厳格な処分を行う」旨を定めました。

(8) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・平成27年9月1日に「内部管理基本方針」を改訂し、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をした場合の処理や不祥事件発生時に監事が弁護士など外部の専門家を利用した場合の費用の負担に関する対応について定めました。

法令遵守（コンプライアンス）態勢について

「コンプライアンス」とは、法令やルールを厳格に遵守するとともに、社会的規範を全うすることをいいます。金融機関は、その公共的立場から特に高い倫理観が望まれています。このため当金庫では、法令遵守（コンプライアンス）を経営の最重要課題の一つと捉え、全役員に徹底させるために以下の施策を実施しております。

まず、金融監督庁が平成10年12月に公表した「金融検査マニュアル原案（中間とりまとめ）」に沿って、平成11年4月に「コンプライアンス対応委員会」を設置しました。

また、平成11年6月には「金融検査マニュアル検討会（最終とりまとめ）」を基に、当金庫独自の「コンプライアンスマニュアル（第1版）」を作成しました。

平成12年4月に理事会での承認を経て「コンプライアンスマニュアル（第2版）」及び「倫理規程」を制定して役員全員に配布し、定期的に研修・勉強会等

実施しております。更に、コンプライアンス態勢を整備するため、平成12年10月には「コンプライアンスプログラム」及び「不祥事件の取扱いに関する規定」を制定し、これに係る委員会として「不祥事件対策委員会」を設置しました。

その後、平成17年よりコンプライアンス態勢充実のためコンプライアンス対応委員会を毎月開催することとし、加えて、不正行為等の未然防止と早期発見を目的として平成19年7月に「内部通報規程」及び「内部通報対応マニュアル」を制定しました。

また、平成19年2月の金融検査マニュアル改訂を受け規程等を見直し、反社会的勢力との関係を遮断し業務の健全性及び適切性を確保するため平成20年11月に「反社会的勢力に対する基本方針」、「反社会的勢力への対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定するなど、コンプライアンス態勢の一層の強化に取り組んでおります。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー

大分信用金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえたポリシー・規程の策定、またこ

れらのポリシー・規程に基づき定める顧客管理、記録保存等の具体的な手法の策定、更に、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等を行います。

また当金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した際や、運営上の課題が確認された場合には、改めてポリシー・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部は事務管理部 AMLグループとし、事務管理部 AMLグループが関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組めます。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、主管部である事務管理部 AMLグループによる営業店、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

顧客からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店、ATM等を活用して、顧客からの理解を得るための周知、広報活動に取り組めます。



反社会的勢力への対応について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮

断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども大分信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

平成20年11月1日制定

顧客保護態勢について

当金庫では「内部管理基本方針」において、「法令等遵守態勢」「リスク管理態勢」とならび「顧客保護態勢」の整備を経営の最重要課題として位置づけています。

平成19年9月の「金融商品取引法」（令和3年11月より「金融サービスの提供に関する法律」へと法律名が変更）の全面施行および信用金庫法等の関連法令の

改正を受け、当金庫では、元本割れ等のリスクがある金融商品の販売管理態勢のさらなる充実に努めております。

お客さまにより一層ご満足、ご安心いただけるよう、以下の勧誘方針を遵守し、適切な運用のご提案を行ってまいります。

金融商品販売に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。

3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

令和3年11月1日現在

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店またはしんきん相談所で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

大分信用金庫 しんきん相談所	
住 所	大分市大道町3丁目4番42号
電話番号	0120-120-827（フリーダイヤル）
F A X	097-543-8041
受付時間	9:00~17:00（信用金庫営業日）
受付媒体	電話、手紙、面談

*お客様の個人情報や苦情等の解決を図るため、またお客さまとの取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記しんきん相談所にご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受 付 日	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）
時 間	9:00~17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）、熊本県弁護士会、鹿児島県弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、しんきん相談所または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

●東京弁護士会紛争解決センター

住 所 〒100-0013
東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号 03-3581-0031
受 付 日 月～金（祝日、年末年始除く）
時 間 9:30～12:00、13:00～16:00

●第一東京弁護士会仲裁センター

住 所 〒100-0013
東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号 03-3595-8588
受 付 日 月～金（祝日、年末年始を除く）
10:00～12:00、13:00～16:00

●第二東京弁護士会仲裁センター

住 所 〒100-0013
東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号 03-3581-2249
受 付 日 月～金（祝日、年末年始除く）
時 間 9:30～12:00、13:00～17:00

●熊本県弁護士会紛争解決センター

住 所 〒860-0078
熊本県熊本市中央区京町1-13-11
電話番号 096-325-0913
受 付 日 月～金（祝日を除く）
時 間 9:00～17:00

●鹿児島県弁護士会紛争解決センター

住 所 〒892-0815
鹿児島県鹿児島市市居町2-3
電話番号 099-226-3765
受 付 日 月～金（祝日を除く）
時 間 10:00～16:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫しんきん相談所にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、大分県弁護士会にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

(2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、熊本県弁護士会（や鹿児島県弁護士会）の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

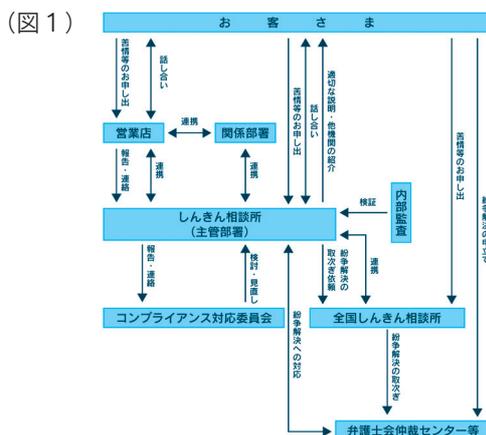
(1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、しんきん相談所がお客さまからの苦情等を一元的



に管理し、適切な対応に努めます。

- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署およびしんきん相談所が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を関係部署またはしんきん相談所から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。

- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制（図1）



利益相反管理への対応について

当金庫は、利益相反管理基本方針ならびに利益相反管理規程を制定し、お客さまとのお取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適

切に管理し、お客さまの利益を保護するよう努めることとしています。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。

- ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

平成21年6月1日制定

顧客情報保護への対応について

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。)、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

(1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるように変換したデータ

<例>顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等

(2) 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号

<例>運転免許証番号、パスポート番号、個人番号(マイナンバー)等

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

・お客様の個人情報は、

① 預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項

② 営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客さまから取得した事項

③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項

④ 電子交換所等の共同利用者や個人情報情報機関等の第三者から提供される事項

⑤ その他一般に公開されている情報

等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

・当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

・お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

A. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用

目的

(業務内容)

① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務

② 公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務

③ その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

(利用目的)

① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため

② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため

③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため

④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため

⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため

⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人情報情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため

⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

⑧ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため

⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため

⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため

⑫ 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため

⑬ その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人情報情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため

② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため

③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため

④ 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため

⑤ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため



- ⑥ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
 - ⑦ 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ⑧ 預金口座付番に関する事務のため
- 上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。
- (3) ダイレクト・マーケティングの中止
- ・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- ・お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客さまからの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ・以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

- ・当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。
- 当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等においてに定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。
- (1)個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
 - (2)取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
 - (3)個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
 - (4)個人データの取扱いに関する留意事項について、職

- 員に定期的な研修を実施しています。
- (5)個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6)アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※ 同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組めます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫しんきん相談所までご連絡下さい。

大分信用金庫 しんきん相談所	
住 所	大分市大道町3丁目4番42号
電話番号	0120 - 120 - 827（フリーダイヤル）
F A X	097 - 543 - 8041
受付日時	信用金庫営業日 9：00～17：00
受付媒体	電話、手紙、面談

リスク管理態勢について

信用リスク

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化や倒産等により、貸出金などの元本や利息の回収が困難となり、当金庫が損失を被るリスクです。

当金庫では、信用リスクが金庫経営に重大な影響を与えることを十分認識し、貸出資産の健全性の維持・向上のため、「リスク管理規程」に基づき主管部を定め、信用リスクの管理・統制(コントロール)等を行っ

ています。

また、役職員が与信取引を行うにあたって遵守しなければならない基本的な考え方をクレジット・ポリシーとして定め、社会常識を踏まえた健全な倫理観に基づき、与信取引に係る行動と判断を行うよう周知徹底を図っています。

市場リスク

市場リスクとは、金利・有価証券の価格・為替等の様々なリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクです。

具体的には、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク及び、それに付随する信用スプレッドリスク等の関連リスクがあります。

当金庫では、市場リスクを管理・統制(コントロール)するため、リスク管理委員会においてリスク量を把握するとともに、常務会等で経営陣自ら状況把握を的確に行っています。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により通常より著しく高い金利での調達を余儀なくされたり、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることなどにより損失を被るリスクのことです。

具体的には、資金繰りリスクと市場流動性リスクがあります。

当金庫では、予期せぬ事態にも機動的な対応が出来るよう信金中央金庫等に支払準備資金を潤沢に預け入れており、適正な管理を行っています。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動、若しくはシステムが不適切であることや、外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

- (1) 事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。
- (2) システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い当金庫が被るリスク、及びコンピュータが不正に使用されることにより当金庫が被るリスクをいいます。
- (3) 法務リスクとは、顧客に対する過失による義務違反及び不適切な営業慣習等から生じ当金庫が被るリスク(損失・損害)をいいます。

- (4) 人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)・差別的行為(セクシャルハラスメント等)から生じ当金庫が被るリスク(損失・損害)をいいます。

- (5) 有形資産リスクとは、当金庫が災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等をいいます。

- (6) 風評リスクとは、当金庫の評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害をいいます。

当金庫は、オペレーショナル・リスクに関する組織、事務分掌及び職務権限等を定め、総合的なオペレーショナル・リスク管理態勢を構築することにより、健全性の確保、収益性の向上を図っています。

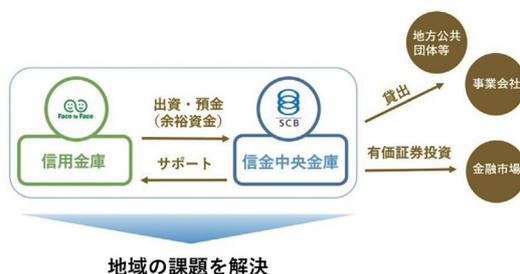


信金中央金庫について

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として昭和25年に創立しました。

さまざまな金融商品・サービスを提供しているほか、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。

また、信金中金は、「地域の課題を解決する機能」、「信用金庫のセントラルバンク機能」および「機関投資家としての機能」を有しており、地域社会の皆さまに質の高いサービスを提供することで、地域におけるさまざまな課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。



地域の課題を解決

機能

地域の課題を解決する機能

信用金庫がお客さまのために行っている多様な業務をサポートし、顧客ニーズの多様化・高度化に信用金庫が迅速に対応できるよう、中小企業のビジネスマッチングや海外展開、個人の資産形成や相続、地域創生やフィンテックの活用などに取り組んでいます。

信用金庫のセントラルバンク機能

信用金庫の収益力向上や健全性確保などに向けて、信用金庫のセントラルバンクとして、コンサルティング機能のさらなる強化や信用金庫業界のサイバーセキュリティ対策のほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持に万全を期しています。

機関投資家としての機能

全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用しています。また、グローバルに投融資を行っている金融グループとして持続可能な社会の実現に向け、ESG投融資等を推進しています。

グループ紹介

信金中金グループは、信金中金およびグループ会社9社で構成されており、全国の信用金庫と連携しつつグループ一体となって幅広いサービスを提供しています。海外には6拠点を設け、現地銀行とも連携し、信用金庫取引先の海外進出などを支援しています。

- 証券業務
しんきん証券(株)
信金インターナショナル(株)
- 地域商社業務
しんきん地域創生ネットワーク(株)
※2021年7月設立・開業
- 海外ビジネス支援業務
信金シンガポール(株)
※2021年2月設立・7月開業
- 消費者信用保証業務
信金ギャランティ(株)
- 投資運用業務
しんきんアセットマネジメント投信(株)
- 投資・M&A仲介業務
信金キャピタル(株)
- データ処理の受託業務等
(株)しんきん情報システムセンター
- 事務処理の受託業務等
信金中金ビジネス(株)

外部格付（令和5年3月末現在）

格付会社	長期	アウトルック	短期
Mondy's	A1	安定的	P-1
S&Pグローバル・レーティング	A	安定的	A-1
格付投資情報センター	A+	安定的	-
日本格付研究所	AA	安定的	-

信金中央金庫の概要と信用金庫業界のネットワーク（令和5年3月末現在）

日本全国に広がる254の信用金庫は、約7,100店舗のネットワークを形成しているほか、888万人を超える会員と160兆円の預金量を擁しており、わが国の金融業界の中で重要な地位を占めています。

【信金中央金庫】	
証券コード	8421（東証上場）
資金量	36兆円
役員数	1,258人
拠点数	国内 14店舗 海外 6拠点



総代会について

総代会制度の仕組み

信用金庫は、「会員による自治」を基本に、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神で、会員・お客様自らの自己実現と経済的価値のみならず、文化的・社会的価値も重視した地域社会の実現を目的とした協同組織形態の金融機関です。

したがって、株式会社と違い会員一人一人が1票の議決権を持ち、民主的に運営されているという特色を有しています。

株式会社など一般的な会社の最高意思決定機関は「総会」ですが、上記の特色を有する多くの信用金庫の場合は、総会に替えて「総代選考委員」によって選任された会員の代表者（総代）からなる「総代会」制度を採用しており、当金庫も同様であります。

当金庫では、「定款」、「総代選任規程」に基づき、地区を7の選任区域に分割し、地域の世話役として人望の厚い方を、それぞれの地区の会員数に応じて総代として選任しており、総代には支店長が庫内報である「矢車草」を持参し近況をお伝えするとともに、通常総代会とは別に年1回数地区に分けて「地域別総代懇談会」を開催し、当金庫の経営状況等についての報告を行っております。

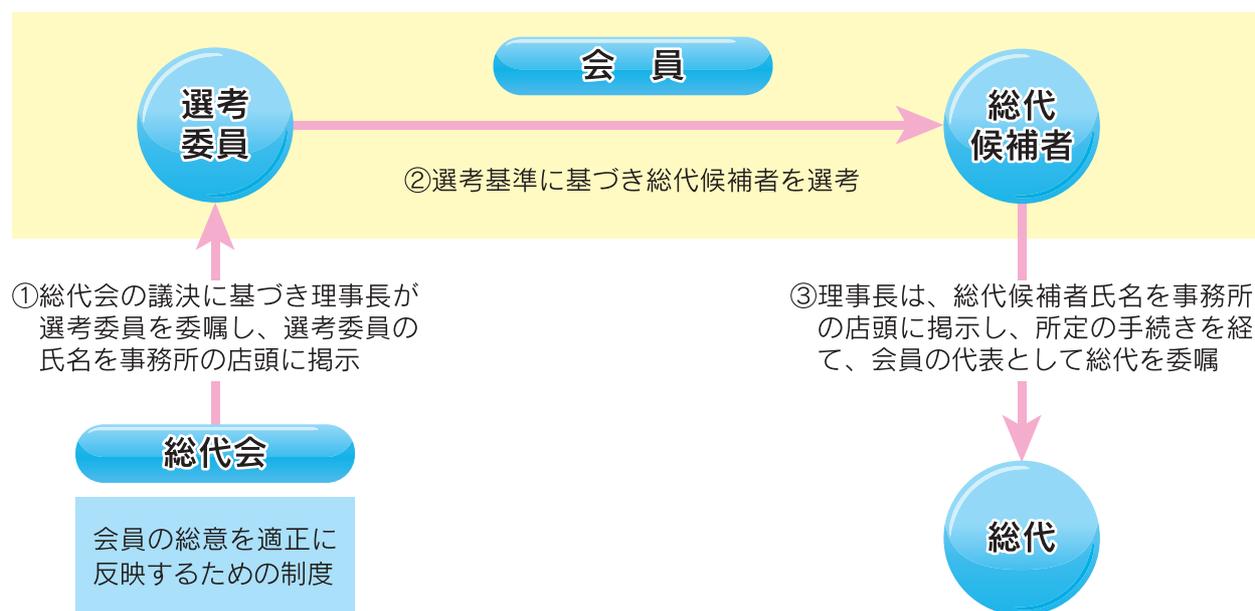
総代の選任方法

- ・総代会の議決により各選任区域ごとに会員のうちから委嘱された選考委員が、その選任区域の総代定数に相当する総代候補者を選考し、その氏名を理事長に報告します。
- ・理事長は、総代候補者の氏名をその選任区域の会員に通知し、その通知した日から2週間以内に異議の申し出がなかった場合や異議の申し出をした会員が当該選任区域の会員数の3分の1に達しない場合は、会員からの信任を得たものとし、その総代候補者を総代に委嘱します。
- ・総代の任期は2年とする。
- ・総代は、その就任時点で満80歳を超えない会員とします。ただし、平成30年以降に初めて就任した総代に適用します。
- ・総代の定数は100名で、会員数に応じて7の選任区域ごとに定められております。

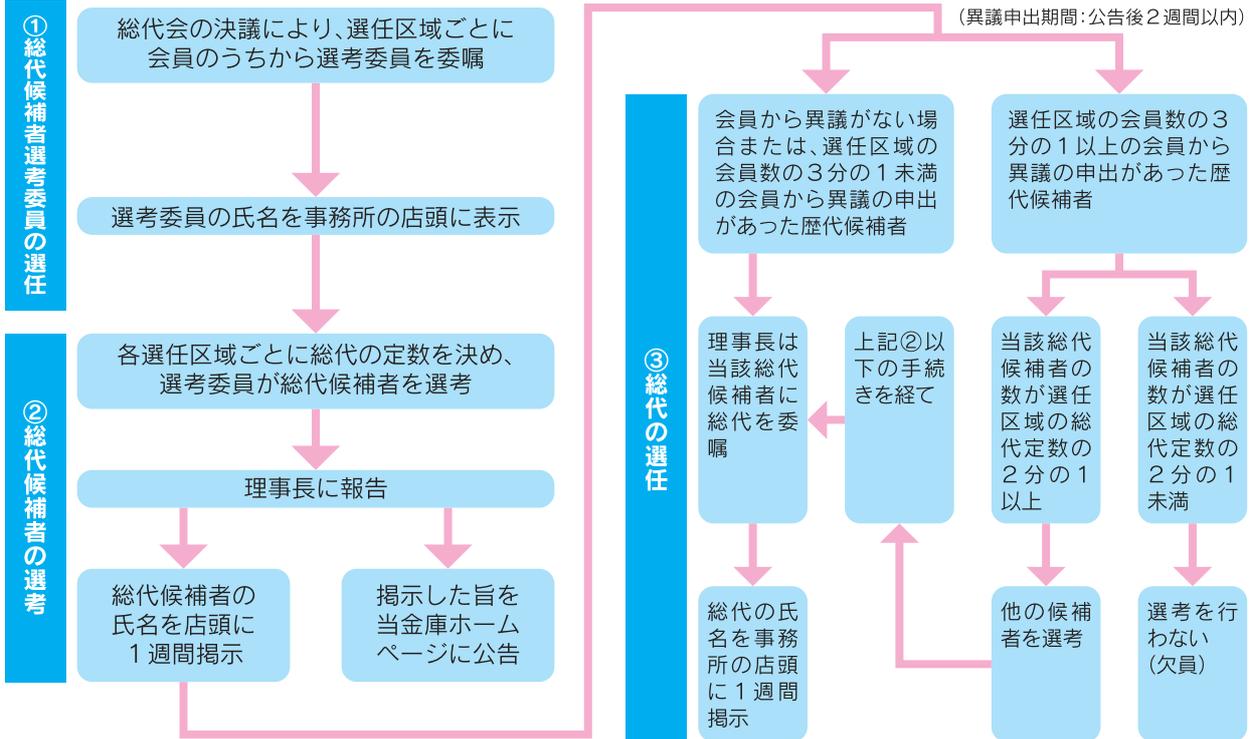
総代候補者選考基準

- ・当金庫の出資会員であること。
- ・良識をもって正しい判断ができ、金庫の目付役として相応しい人物であること。
- ・地域における信望が厚く、人格・見識とも当金庫の総代として相応しい人物であること。
- ・金庫の理念・使命等をよく理解しており、当金庫の発展に寄与していただける人物であること。

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



決算に関する事項、理事・監事の選任等重要事項の決定



第102期 通常総代会決議事項

令和5年6月28日、レンブラントホテル大分「二豊の間」(大分市田室町9番20号)に於いて、第102期通常総代会を開催し、次のとおり報告並びに決議されました。

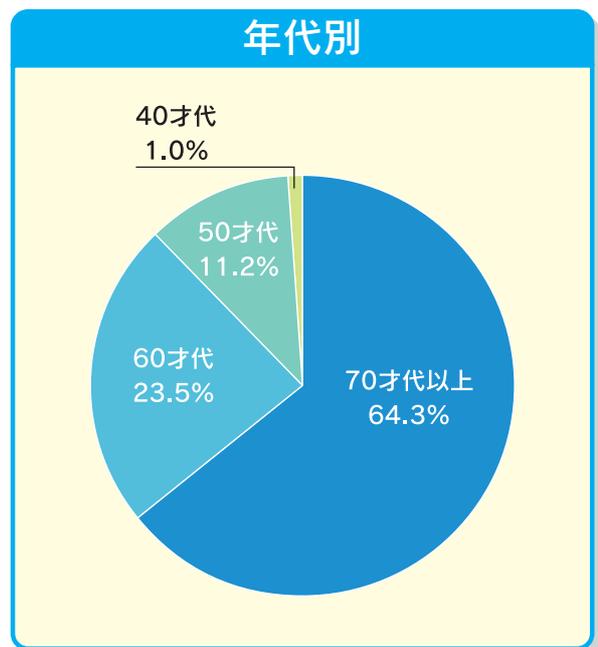
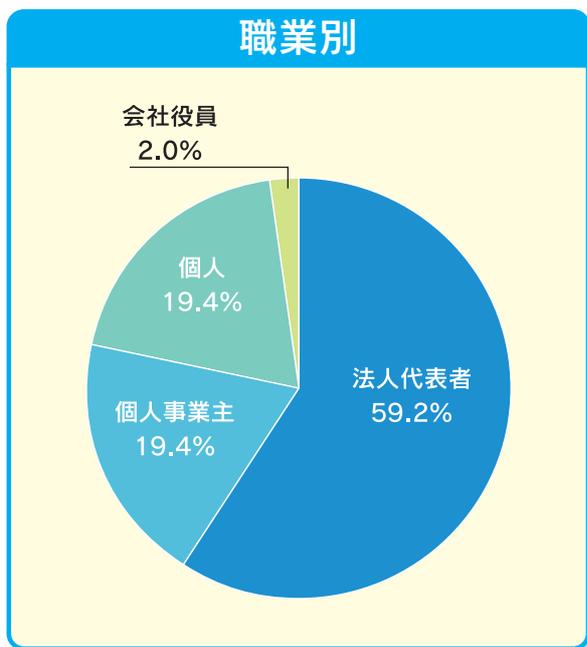
1. 報告事項

令和4年度・第102期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

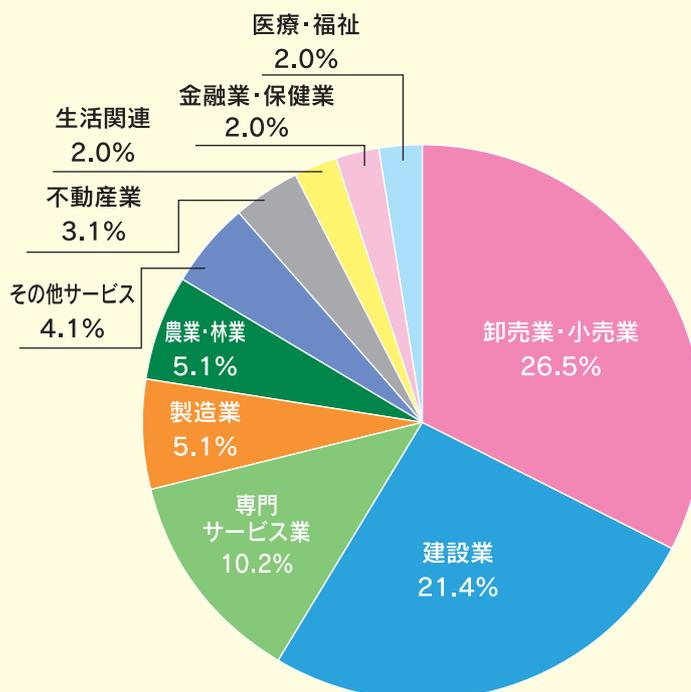
2. 決議事項

- 第1号議案 令和4年度・第102期剰余金処分案承認の件
 - 第2号議案 会員除名に関する件
 - 第3号議案 総代候補者選考委員選任の件
- 以上、いずれも原案どおり可決されました。

総代の属性等別構成比 (令和5年7月1日現在)



業種別 (法人代表者及び個人事業主)



総代一覧表 (令和5年7月1日現在) …定員100名 (現在人員98名)

(1) 本店地区 (10名)	園田富三⑬、山上博資⑮、有田忠⑮、仲道正直⑭、佐藤俊治⑦、東村健市③、後藤謙治③、安部省祐③、安東信一③、森久人③
(2) 南地区 (18名)	宇野晴昭⑰、野尻康秀⑭、佐藤信年⑬、漆間桂造⑫、二村沢行⑫、後藤眞澄⑪、安部敏明⑪、安部征二⑪、幸福太郎⑦、朝来野弘義⑦、岐津隆拙⑤、佐々木清文⑤、朝久賢一⑤、首藤清信④、門脇勝志④、安部道弘④、幸和枝①、安東健治①
(3) 中央地区 (19名)	安部萬年⑱、園田強⑮、宗祥一朗⑭、太田光則⑫、村橋弘喜⑪、秦野晃郎⑨、山川富弘⑧、佐藤友信⑦、牧博彦⑥、木下誠一⑥、古城初夫⑤、得丸隆⑤、伊東祐一⑤、谷口一郎⑤、安部清己③、佐藤輝明②、松田公一②、吉田祐治①、古庄研二①
(4) 東地区 (13名)	山村美芳⑬、豊田吉郎⑫、織戸和彦⑫、坂本憲治⑫、三浦啓亨⑨、千羽安芳⑧、相川秀唯⑤、犬山厚則③、村山俊彦③、手嶋孝之③、渡辺類和②、木山弘士②、宮本玲子①
(5) 鶴坂地区 (14名)	大平修平⑭、浅利克美⑧、宮本敬三⑧、加藤強⑦、三浦洋二⑥、安部俊平⑥、猪原晴夫⑥、石崎常生⑥、得丸善之⑤、渡邊薫④、丹生繁④、菅健治③、岡田陽介②、植木奈穂美①
(6) 臼津地区 (10名)	戸高基次⑱、安藤恵薫⑩、津行宏敏⑧、油布孝生⑥、佐世敏雄⑤、三富義栄④、大村直樹④、久家里三③、田中陽一②、田川敦②
(7) 佐伯地区 (14名)	秋元益雄⑩、児玉正二⑩、清松一生⑩、安部東⑩、梅田清⑩、廣瀬逸郎⑩、石崎善司郎⑩、金田和也⑩、市原庄一⑩、御手洗幸雄⑩、高司英明⑤、柴田武育③、塩月利治②、吉田宏光②

(注) 1. お名前の掲載につきましては、個人情報保護の観点から、すべての総代の承諾をいただいております。(順不同)

(注) 2. 丸付数は、総代就任回数を表しています。

資 料 編

経理・経営内容

・ 主要な経営指標の推移	35
・ 比較貸借対照表	36
・ 比較損益計算書	37
・ 貸借対照表注記	38
・ 損益計算書注記	40
・ 報酬体系について	41
・ 剰余金処分計算書	41
・ 業務粗利益	42
・ 業務純益	42
・ 資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、利息、 利回り等	42
・ 受取利息、支払利息の分析	42
・ その他業務利益の内訳	42
・ 経費の内訳	43
・ 商品有価証券の含み（損）益	43
・ オフバランス取引の状況	43
・ 先物取引の時価情報	43
・ オプション取引の時価情報	43
・ 総資産利益率（経常利益率、当期純利益率）	43
・ 総資金利鞘	43
・ 預貸率	43
・ 預証率	43
・ 常勤役職員一人当たり預金残高	43
・ 一店舗当たり預金残高	43
・ 常勤役職員一人当たり貸出金残高	43
・ 一店舗当たり貸出金残高	43
・ 常勤役職員一人当たり預貸金残高	43

資金調達

・ 預金科目別残高	44
・ 預金・譲渡性預金平均残高	44
・ 預金者別預金残高	44
・ 財形貯蓄残高	44

資金運用

・ 貸出金科目別平均残高	45
・ 貸出金残高	45
・ 貸出金業種別内訳	45
・ 貸出金使途別内訳	45
・ 消費者ローン、住宅ローン残高	45
・ 貸出金担保別内訳	46
・ 債務保証見返担保別内訳	46
・ 貸倒引当金の内訳	46
・ 貸出金償却額	46
・ 信用金庫法開示債権及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況	46

証券業務

・ 有価証券の科目別平均残高	47
・ 有価証券の種類別の残存期間別残高	47

有価証券の時価情報

・ 売買目的有価証券	48
・ 満期保有目的の有価証券	48
・ その他有価証券	48
・ 時価を把握することが極めて困難と認められる 有価証券	48
・ 金銭の信託	48

第102条第1項第5号に掲げる取引

・ テリバティブ取引	49
------------	----

国際業務

・ 外国為替取引高	49
・ 外貨建資産残高	49

その他の業務

・ 手数料一覧	49
・ 代理貸付残高の内訳	49
・ 内国為替取扱実績	49

自己資本の充実の状況について

・ 定性的開示事項	50
・ 自己資本の構成に関する開示事項	52
・ 定量的開示事項	54

当金庫のあゆみ

	58
--	----

※資料に掲載しております計数は、原則として単位未満を切り捨て、構成比等については小数点第3位を切捨てて表示しております。

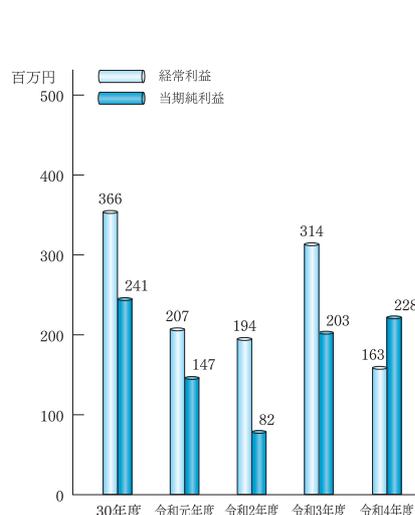
経理・経営内容

主要な経営指標の推移

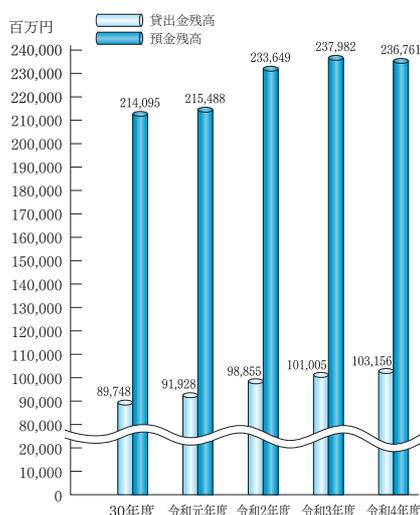
区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益 (百万円)	3,018	3,048	2,861	3,002	2,898
経常利益 (百万円)	366	207	194	314	163
当期純利益 (百万円)	241	147	82	203	228
出資総額 (百万円)	687	687	683	677	678
出資総口数 (百万口)	13	13	13	13	13
純資産額 (百万円)	22,132	21,830	21,655	20,969	18,938
総資産額 (百万円)	237,737	238,604	256,556	260,152	256,618
貸出金残高 (百万円)	89,748	91,928	98,855	101,005	103,156
預金積金残高 (百万円)	214,095	215,488	233,649	237,982	236,761
有価証券残高 (百万円)	74,204	66,391	72,417	70,121	69,108
出資に対する配当金 (出資1口あたり) (円)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.5
職 員 数 (人)	204	194	207	208	209
単体自己資本比率 (国内修正基準) (%)	23.98	23.37	22.57	21.82	21.23

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額に債務保証見返は含んでおりません。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

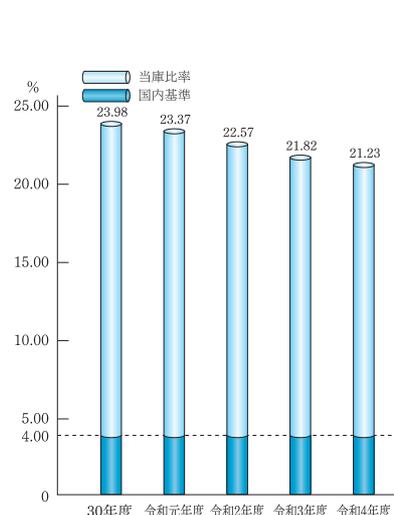
利益の推移



預金貸出金残高の推移



自己資本比率の推移





比較貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度	科 目	令和3年度	令和4年度
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
預け金(無利息分を除く)	83,518	79,073	預 金 積 金	237,982	236,761
買 入 手 形	-	-	流 動 性	118,942	121,008
コ ー ル ロ ー ン	-	-	定 期 性	119,039	115,752
買 現 先 勘 定	-	-	定 期 預 金	113,817	111,047
債券貸借取引支払保証金	-	-	(自由金利定期預金)	(113,817)	(111,047)
買 入 金 銭 債 権	126	100	(うち変動金利定期預金)	(-)	(-)
金 銭 の 信 託	-	-	定 期 積 金	5,222	4,705
有 価 証 券	70,121	69,108	リ ー ス 債 務	-	-
国 債	37,000	35,185	そ の 他	134	133
地 方 債	-	-	[調 達 勘 定 計]	238,116	236,894
社 債	25,720	26,535	そ の 他 負 債	344	188
外 国 証 券	7,368	7,352	引 当 金	377	271
株 式	27	27	賞 与 引 当 金	90	88
そ の 他 の 証 券	4	7	役 員 賞 与 引 当 金	10	10
貸 出 金	101,005	103,156	退 職 給 付 引 当 金	-	-
割 引 手 形	442	341	役 員 退 職 引 当 金	265	159
手 形 貸 付	4,134	4,931	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	7	9
証 書 貸 付	92,556	94,436	偶 発 損 失 引 当 金	3	3
当 座 貸 越	3,871	3,447	繰 延 税 金 負 債	-	-
そ の 他	985	985	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	344	325
[運 用 勘 定 計]	255,756	252,423	債 務 保 証	1,446	1,225
現 金	1,982	1,930	負 債 の 部 合 計	240,629	238,905
預 け 金 (無 利 息 分)	102	104	(純 資 産 の 部)	20,969	18,938
そ の 他 資 産	322	335	出 資 金	677	678
有 形 固 定 資 産	3,837	3,669	普 通 出 資 金	677	678
建 物	1,036	1,096	優 先 出 資 金	-	-
土 地	2,502	2,357	利 益 剰 余 金	19,604	19,733
リ ー ス 資 産	-	-	利 益 準 備 金	683	677
建 設 仮 勘 定	50	1	そ の 他 利 益 準 備 金	18,921	19,055
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	248	213	特 別 積 立 金	18,542	18,742
無 形 固 定 資 産	21	18	当 期 未 処 分 剰 余 金	379	313
ソ フ ト ウ ェ ア	13	10	(内 当 期 純 利 益)	(203)	(228)
の れ ん	-	-	処 分 未 済 持 分 (△)		
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	8	8	会 員 勘 定 合 計	20,282	20,411
前 払 年 金 費 用	190	163			
繰 延 税 金 資 産	78	109	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△6	△2,253
債 務 保 証 見 返	1,446	1,225	土 地 再 評 価 差 額 金	693	779
貸 倒 引 当 金	△2,138	△2,136	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	686	△1,473
う ち 個 別 貸 倒 引 当 金	△1,931	△1,943			
そ の 他 の 引 当 金					
資 産 の 部 合 計	261,599	257,843	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	261,599	257,843

比較損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度	科 目	令和3年度	令和4年度
業 務 費 用	2,658,312	2,642,874	業 務 収 益	2,878,767	2,891,103
資金調達費用	46,661	38,559	資金運用収益	2,567,364	2,614,196
(内金銭信託等運用見合費用)	-	-	貸出金利息	1,953,223	1,986,986
預金利息	46,040	37,882	預け金利息	143,607	171,860
借用金利息	-	-	金融機関貸付等利息	-	-
その他の支払利息	621	677	有価証券利息配当金	445,050	430,188
			その他の受入利息	25,482	25,161
役員取引等費用	300,359	316,124	役員取引等収益	262,018	250,940
支払為替手数料	38,320	31,612	受入為替手数料	114,500	105,395
その他の支払手数料	6,817	8,656	その他の受入手数料	147,517	145,544
その他の役員取引等費用	255,221	275,855	その他の役員取引等収益	-	-
その他業務費用	1,309	1,864	その他業務収益	49,384	25,966
国債等債券売却損	-	-	外国為替売買益	-	-
国債等債券償還損	-	-	国債等債券売却益	45,785	-
国債等債券償却	-	-	国債等債券償還益	-	-
その他の業務費用	1,309	1,864	その他の業務収益	3,599	25,966
一般貸倒引当金繰入額	-	△13,614			
経 費	2,309,981	2,299,940			
人 件 費	1,437,789	1,471,506			
物 件 費	778,453	739,056			
税 金	93,738	89,377			
臨 時 費 用	30,019	91,799	臨 時 収 益	124,151	7,276
貸出金償却	1	-	貸倒引当金戻入益	117,222	-
個別貸倒引当金繰入額	-	45,671	償却債権取立益	732	742
株式等償却	968	-	株式等売却益	558	5
株式等売却損	383	477	金銭信託等売却益	-	-
金銭信託等運用損	-	-	その他の臨時収益	5,638	6,529
その他資産償却	2,500	6,473			
退職手当金	-	-			
その他の臨時費用	26,165	39,177			
経 常 費 用	2,688,331	2,734,674	経 常 収 益	3,002,918	2,898,380
特 別 損 失	63,350	129,197	特 別 利 益	-	169,736
固定資産処分損	284	11,578	固定資産処分益	-	11,827
国債価格変動引当金繰入額	-	-	証券取引責任準備金取崩額	-	-
減 損 損 失	63,065	117,619	その他の特別利益	-	157,909
その他の特別損失	-	-			
税引前当期純利益	251,237	204,244			
法人税、住民税及び事業税	38,344	40,606			
法人税等調整額	9,192	△65,158			
当 期 純 利 益	203,700	228,796			
合 計	3,002,918	3,068,116	合 計	3,002,918	3,068,116



貸借対照表注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物：10～50年
その他：2～35年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。
- 貸倒引当金は、予め定められている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び本部関係部協力の下に資産査定委員会が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 賞与引当金は、職員への賞与に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
1. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
2. 当金庫は、上記9-1とは別に複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用に含めて計上しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）
年金資産の額 1,740,569百万円
年金財政計算上の数理債務の額 1,807,426百万円
差引額 △66,857百万円
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和4年3月31日現在） 0.1909%
- ③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金37百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻請求引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役員取得等収益は、役員提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものです。

- 為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時時点で収益を認識しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
(1) 貸倒引当金 2,136百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
(2) 繰延税金資産 109百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- 有形固定資産の減価償却累計額 3,230百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表中の貸出金、その他資産中の未収収益及びその他の資産並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 3,273百万円
危険債権額 1,993百万円
三月以上延滞債権額 一百万円
貸出条件緩和債権額 420百万円
合計額 5,687百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（平成26年11月28日）に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の当事業年度末残高の総額は1,629百万円であり、
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は341百万円であり、
- 為替決済、公金収納事務取扱等の担保として、有価証券200百万円、預け金1,978百万円を差し入れております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
・再評価を行った年月日 平成12年3月31日
・同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 756百万円
- 出資1口当たりの純資産額 1,396円39銭
- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対す

る貸出金であります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、貸出事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

リスク管理委員会において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理・モニタリングしております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用基準に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式は、政策投資目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は常務会及び理事会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて、）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合の時価は8,894百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金及び預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時

価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、

次表には含めておりません（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金（*1）	79,177	78,394	△782
(2) 有価証券	69,074	68,812	△261
満期保有目的の債券	15,100	14,838	△261
その他有価証券	53,974	53,974	-
(3) 貸出金（*1）	103,156		
貸倒引当金（*2）	△2,123		
	101,032	100,580	△452
金融資産計	249,283	247,787	△1,496
(1) 預金積金（*1）	236,761	236,720	△41
金融負債計	236,761	236,720	△41

（*1）預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価方法（算定方法）

・金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金動定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

・金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式（*1）（*2）	27
投資事業有限責任組合出資（*1）	7
合 計	34

（*1）非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）投資事業有限責任組合出資については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	33,777	23,400	6,000	16,000
有価証券	6,483	14,239	4,959	40,300
満期保有目的の債券	3,900	9,300	100	1,800
その他有価証券のうち満期があるもの	2,583	4,939	4,859	38,500
貸出金（*）	5,710	13,193	28,029	47,615
合 計	45,971	50,832	38,989	103,915

（*）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。



(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	208,159	28,535	62	2
合計	208,159	28,535	62	2

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- ・ 売買目的有価証券
該当ございません。
- ・ 満期保有目的の債券

(単位: 百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	4,700	4,703	3
	その他	300	300	0
	小計	5,000	5,004	4
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	8,100	8,079	△20
	その他	2,000	1,754	△245
	小計	10,100	9,834	△265
合計		15,100	14,838	△261

- ・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式
該当ございません。
- ・ その他有価証券

(単位: 百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計 上額が取得原価 を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	14,080	13,743	336
	国債	9,563	9,257	305
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	4,516	4,485	30
	その他	-	-	-
	小計	14,080	13,743	336
貸借対照表計 上額が取得原価 を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	34,841	36,828	△1,987
	国債	25,622	26,939	△1,317
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	9,219	9,888	△669
	その他	5,052	5,640	△587
	小計	39,893	42,468	△2,575
合計		53,974	56,212	△2,238

25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、16,749百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが7,543百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッ

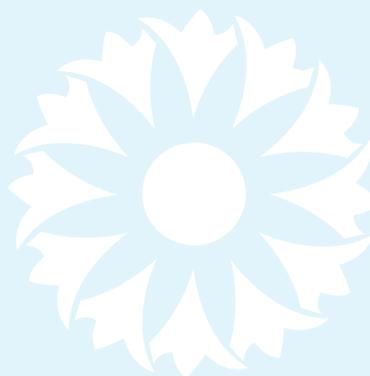
シユ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	632百万円
その他有価証券評価差額金	518 "
貸倒引当金	103 "
固定資産の減損損失	44 "
役員退職慰労引当金	24 "
賞与引当金	10 "
減価償却	18 "
その他	1,352 "
繰延税金資産小計	△1,143 "
評価性引当額	208百万円
繰延税金資産合計	
繰延税金負債	
前払年金費用	49百万円
その他	49 "
繰延税金負債合計	99 "
繰延税金負債の純額	109百万円

27. 会計方針の変更

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。この変更による計算書類への影響はありません。



損益計算書注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 16円94銭
- 採用補償金による利益157,909千円を「その他の特別利益」に計上しております。
- 減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。その結果、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであること、及び継続的な地価の下落等により、以下の固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額117,619千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
事業用不動産	大分市内	営業店舗3箇所	土地	74,275千円
			建物	31,490千円
			その他の有形固定資産	3,478千円
			土地	5,541千円
大分市外	営業店舗3箇所	建物	2,315千円	
		その他の有形固定資産	518千円	

合計 117,619千円
(うち土地 79,816千円)
(うち建物 33,805千円)
(うちその他の有形固定資産 3,996千円)

なお、事業用不動産及び所有不動産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

5. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は250,940千円であります。

6. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常任監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- 決定方法
- 支払手段
- 決定時期と支払時期

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	102

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」73百万円、「賞与」29百万円となっております。

「退職慰労金」は、1名に対し119百万円の支払を行いました。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

剰余金処分計算書

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金	379,426,068	313,435,489
繰越金（当期首残高）	171,972,551	171,375,678
当期純利益	203,700,174	228,796,356
土地再評価差額金取崩額	3,753,343	△86,736,545
利益準備金取崩	5,500,000	-
剰余金処分額	213,550,390	220,305,997
利益準備金	-	235,300
出資配当金	13,550,390	20,070,697
特別積立金	200,000,000	200,000,000
繰越金（当期末残高）	171,375,678	93,129,492

会計監査人の監査について

令和5年6月28日開催の第102期通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

財務諸表の正確性に係る内部監査の有効性の確認について

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下「財務諸表」という）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和5年6月27日

大分信用金庫

理事長 木村 浩樹



業務粗利益

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	2,520,702	2,575,637
資金運用収益	2,567,364	2,614,196
資金調達費用	46,661	38,559
役務取引等収支	△38,340	△65,184
役務取引等収益	262,018	250,940
役務取引等費用	300,359	316,124
その他業務収支	48,074	24,101
その他業務収益	49,384	25,966
その他業務費用	1,309	1,864
業務粗利益	2,530,436	2,534,555
業務粗利益率	0.99	0.98

業務純益

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
業務純益	238,633	274,134
実質業務純益	238,633	260,520
コア業務純益	192,848	260,520
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	170,705	260,520

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員退職慰労金等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、利息、利回り等

区 分	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
資金運用勘定	253,968	256,801	2,567,364	2,614,196	1.01	1.01
うち貸出金	98,657	101,753	1,953,223	1,986,986	1.97	1.95
うち預け金	82,962	82,481	143,607	171,860	0.17	0.20
うち有価証券	71,149	71,469	445,050	430,188	0.62	0.60
資金調達勘定	236,309	239,293	46,661	38,559	0.01	0.01
うち預金積金	236,182	239,155	46,040	37,882	0.01	0.01
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高をそれぞれ控除して表示しております。

受取利息、支払利息の分析

(単位：千円)

区 分	令和3年度			令和4年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
資金運用勘定	87,006	△80,406	6,600	61,354	△15,921	45,433
うち貸出金	66,039	△76,776	△10,737	60,431	△27,433	32,997
うち預け金	6,572	△9,091	△2,519	△1,000	28,954	27,954
うち有価証券	14,395	5,464	19,859	1,923	△17,439	△15,515
資金調達勘定	1,782	△12,495	△10,712	477	△8,851	△8,373
うち預金積金	1,780	△11,950	△10,170	445	△10,612	△10,166
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法で算出しております。

その他業務利益の内訳

(単位：千円)

区 分	令和3年度 金額	令和4年度 金額
その他業務収益	49,384	25,966
内 国債等債券売却益	45,785	—
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	3,599	25,966
その他業務費用	1,309	1,864
内 国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
(うち有税分)	—	—
その他の業務費用	1,309	1,864

経費の内訳

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	
経 費 合 計	2,309,981	2,299,940	
人 件 費	1,437,789	1,471,506	
内 訳	報酬給与手当	1,129,586	1,142,243
	社会保険料等	160,227	164,528
	退職給付費用	147,975	164,733
物 件 費	778,453	739,056	
主 要 内 訳	事 務 費	329,412	330,148
	(通 信 費)	(29,149)	(27,215)
	(事務機械賃借料)	(2,359)	(1,213)
	(事務委託費)	(230,864)	(227,902)
	固 定 資 産 費	165,461	158,841
	(土地建物賃借料)	(26,440)	(22,177)
	(保安全管理費)	(120,765)	(118,956)
	事 業 費	55,471	56,040
	(広告宣伝費)	(24,811)	(21,681)
	(交 際 費)	(3,452)	(6,054)
	人 事 厚 生 費	19,970	24,407
	預 金 保 険 料	66,916	33,890
	動産不動産償却	141,221	135,727
税 金	93,738	89,377	

商品有価証券の含み(損)益

該当取引ありません

オフバランス取引の状況

該当取引ありません

先物取引の時価情報

該当取引ありません

オプション取引の時価情報

該当取引ありません

総資産利益率(経常利益率、当期純利益率)

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.12	0.06
総資産当期純利益率	0.07	0.08

(注) 総資産経常(当期)利益率=経常(当期)利益/総資産(除く債務保証見返)平均残高×100

総資金利鞘

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和4年度
総資金利鞘	0.02	0.04
資金運用利回	1.01	1.01
資金調達原価率	0.99	0.97

預貸率

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和4年度
期 末 残 高	42.44	43.56
期 中 平 残	41.77	42.54

預証率

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和4年度
期 末 残 高	29.46	29.18
期 中 平 残	30.12	29.88

常勤役職員一人当たり預金残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
期 末 残 高	1,096	1,086
平 均 残 高	1,068	1,077

一店舗当たり預金残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
期 末 残 高	9,915	9,865
平 均 残 高	9,840	9,964

常勤役職員一人当たり貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
期 末 残 高	465	473
期 中 平 残	446	458

一店舗当たり貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
期 末 残 高	4,208	4,298
期 中 平 残	4,110	4,239

常勤役職員一人当たり預貸金残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
期 末 残 高	1,562	1,559
期 中 平 残	1,515	1,535



資金調達

預金科目別残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和3年度		令和4年度	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
当 座 預 金	1,562	0.65	1,730	0.73
普 通 預 金	107,972	45.36	110,257	46.56
貯 蓄 預 金	2,497	1.04	2,413	1.01
通 知 預 金	45	0.01	0	0.00
別 段 預 金	6,854	2.88	6,598	2.78
納 税 準 備 預 金	9	0.00	9	0.00
流 動 性 預 金 計	118,942	49.97	121,008	51.10
定 期 預 金	113,817	47.82	111,047	46.90
うち固定自由金利定期預金	113,817	47.82	111,047	46.90
うち変動自由金利定期預金	—	—	—	—
定 期 積 金	5,222	2.19	4,705	1.98
定 期 性 預 金 計	119,039	50.02	115,752	48.88
合 計	237,982	100.00	236,761	100.00
う ち 会 員	116,314	48.87	112,795	47.64
う ち 会 員 外	121,668	51.12	123,966	52.35

預金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和3年度		令和4年度	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
流動性預金	113,436	48.02	120,513	50.39
うち有利息預金	101,734	43.07	107,710	45.03
定期性預金	122,745	51.97	118,642	49.60
うち固定自由金利定期預金	122,745	51.97	118,642	49.60
うち変動自由金利定期預金	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
計	236,182	100.00	239,155	100.00
譲渡性預金	—	—	—	—
合 計	236,182	100.00	239,155	100.00

- (注) 1.流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金＋別段預金＋納税準備預金
2.定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定自由金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金
変動自由金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

預金者別預金残高 (単位：百万円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
個 人	192,153	80.74	192,013	81.09
一般法人	38,145	16.02	36,014	15.21
金融機関	176	0.07	184	0.07
公 金	7,506	3.15	8,550	3.61
合 計	237,982	100.00	236,761	100.00

財形貯蓄残高 (単位：件、百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	件 数	残 高	件 数	残 高
財形貯蓄	13	7	14	8



資金運用

貸出金科目別平均残高

(単位：百万円、%)

科目	令和3年度		令和4年度	
	残高	構成比	残高	構成比
割引手形	419	0.42	385	0.37
手形貸付	3,882	3.93	4,874	4.79
証書貸付	90,823	93.06	93,204	91.59
当座貸越	3,532	3.58	3,288	3.23
合計	98,657	100.00	101,753	100.00

貸出金残高

(単位：百万円、%)

科目	令和3年度		令和4年度	
	残高	構成比	残高	構成比
貸出金期末残高	101,005	100.00	103,156	100.00
うち変動金利	50,808	50.30	52,432	50.82
うち固定金利	50,196	49.69	50,724	49.17

貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

業種区分	令和3年度			令和4年度		
	先数	残高	構成比	先数	残高	構成比
製造業	202	3,631	3.59	198	3,521	3.41
農業、林業	16	256	0.25	15	232	0.22
漁業	13	113	0.11	11	104	0.10
鉱業、採石業、砂利採取業	3	432	0.42	3	441	0.42
建設業	805	11,999	11.87	813	11,764	11.40
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	10	128	0.12	9	97	0.09
運輸業、郵便業	60	1,545	1.52	58	1,418	1.37
卸売業	139	3,122	3.09	135	2,880	2.79
小売業	495	6,408	6.34	502	6,312	6.11
金融、保険業	25	1,378	1.36	25	1,413	1.36
不動産業	513	21,106	20.89	507	22,967	22.26
物品賃貸業	5	92	0.09	5	74	0.07
学術研究、専門・技術サービス業	34	181	0.17	30	164	0.15
宿泊業	12	621	0.61	12	449	0.43
飲食業	353	2,186	2.16	364	2,085	2.02
生活関連サービス業、娯楽業	251	2,399	2.37	258	2,370	2.29
教育、学習支援業	25	367	0.36	25	348	0.33
医療・福祉	50	573	0.56	50	551	0.53
その他のサービス	366	3,424	3.38	367	3,335	3.23
小計	3,377	59,973	59.37	3,387	60,534	58.68
国・地方公共団体	5	5,772	5.71	5	5,596	5.42
個人	8,065	35,258	34.90	7,822	37,025	35.89
合計	11,447	101,005	100.00	11,214	103,156	100.00

貸出金使途別内訳

(単位：百万円、%)

科目	令和3年度		令和4年度	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	55,708	55.15	58,979	57.17
運転資金	45,296	44.84	44,176	42.82
合計	101,005	100.00	103,156	100.00

消費者ローン、住宅ローン残高

(単位：件、百万円)

科目	令和3年度		令和4年度	
	件数	残高	件数	残高
消費者ローン	8,741	9,194	8,584	9,181
住宅ローン	2,312	26,064	2,346	27,844
合計	11,053	35,258	10,930	37,025



貸出金担保別内訳

(単位：百万円、%)

科目	令和3年度		令和4年度	
	残高	構成比	残高	構成比
預金積金	1,112	1.10	1,018	0.98
有価証券	100	0.09	100	0.09
動産	39	0.03	39	0.03
不動産	32,055	31.73	31,416	30.45
その他	-	-	-	-
信用保証協会・信用保険	23,120	22.89	22,143	21.46
保証	19,062	18.87	22,382	21.69
信用	25,513	25.26	26,055	25.25
合計	101,005	100.00	103,156	100.00

債務保証見返担保別内訳

(単位：百万円、%)

科目	令和3年度		令和4年度	
	残高	構成比	残高	構成比
預金積金	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-
動産	-	-	-	-
不動産	1,382	95.55	1,174	95.83
その他	-	-	-	-
信用保証協会・信用保険	-	-	-	-
保証	64	4.44	51	4.16
信用	-	-	-	-
合計	1,446	100.00	1,225	100.00

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度 235	206	-	235	206
	令和4年度 206	192	-	206	192
個別貸倒引当金	令和3年度 2,059	1,931	40	2,019	1,931
	令和4年度 1,931	1,943	33	1,897	1,943
合計	令和3年度 2,295	2,138	40	2,255	2,138
	令和4年度 2,138	2,136	33	2,104	2,136

(注) 1.《一般貸倒引当金》

自己査定の結果、正常債権、要注意債権に対して過去の一定期間の償却実績に基づき将来の償却予想を含む実績率により適正に引き当て計上しております。

2.《個別貸倒引当金》

自己査定の結果、破綻懸念先債権、実質破綻先債権、破綻先債権額に対してその貸出金を個別に検討した上で、貸倒に備えて引き当て計上した金額です。

貸出金償却額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	0	-

信用金庫法開示債権及び

金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,469	3,273
危険債権	2,946	1,993
要管理債権	351	420
三月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	351	420
小計(A)	5,767	5,687
保全額(B)	5,394	5,340
個別貸倒引当金(C)	1,930	1,942
一般貸倒引当金(D)	21	20
担保・保証等(E)	3,442	3,376
保全率(B)/(A)(%)	93.53	93.89
引当率((C)+(D))/((A)-(E))(%)	83.95	84.97
正常債権(F)	96,785	98,781
総与信残高(A)+(F)	102,553	104,468

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表中の貸出金、その他資産中の未収収益及びその他の資産並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。


証券業務
有価証券の科目別平均残高

(単位：百万円)

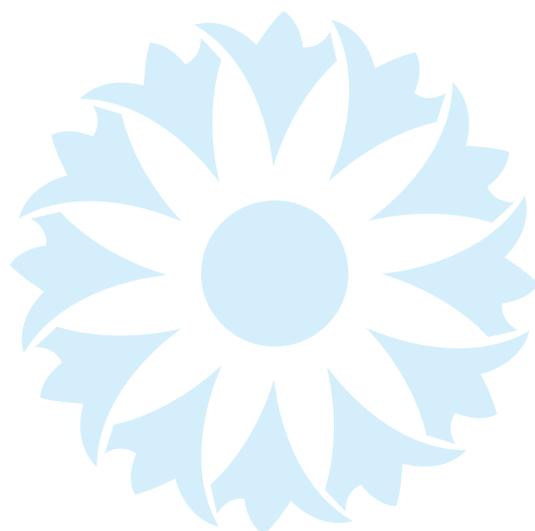
区 分	令和3年度	令和4年度	区 分	令和3年度	令和4年度
国 債	38,462	36,625	外 国 証 券	6,138	7,374
地 方 債	-	-	そ の 他 の 証 券	5	5
社 債	26,392	27,036	貸 付 有 価 証 券	-	-
株 式	28	27			
投 資 信 託	123	399	合 計	71,149	71,469

(注) 商品有価証券は保有しておりません。

有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	令和3年度	3,916	2,429	810	-	-	29,848	-	37,005
	令和4年度	1,205	2,019	-	-	-	31,961	-	35,185
地 方 債	令和3年度	-	-	-	-	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-	-	-	-	-
短 期 社 債	令和3年度	-	-	-	-	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	令和3年度	4,969	8,343	6,132	120	998	5,152	-	25,716
	令和4年度	4,987	7,034	5,108	253	4,093	5,040	-	26,519
株 式	令和3年度	-	-	-	-	-	-	27	27
	令和4年度	-	-	-	-	-	-	27	27
投 資 信 託	令和3年度	-	-	-	-	391	-	-	391
	令和4年度	-	-	-	-	358	-	-	358
外 国 証 券	令和3年度	-	300	-	-	-	1,672	4,877	6,851
	令和4年度	300	-	97	97	-	1,560	4,694	6,749
その他の証券	令和3年度	3	-	-	1	-	-	-	4
	令和4年度	2	-	-	4	-	-	-	7





有価証券の時価情報

■ 売買目的有価証券 該当ありません

■ 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	999	1,004	4	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	8,500	8,510	10	4,700	4,703	3
	そ の 他	300	300	0	300	300	0
	小 計	9,799	9,815	15	5,000	5,004	4
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	6,700	6,686	△13	8,100	8,079	△20
	そ の 他	1,800	1,672	△127	2,000	1,754	△245
	小 計	8,500	8,358	△141	10,100	9,834	△265
合 計		18,299	18,174	△125	15,100	14,838	△261

- (注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

■ その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国 債	24,493	23,890	602	9,563	9,257	305
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	5,021	4,961	60	4,516	4,485	30
	そ の 他	509	500	9	-	-	-
	小 計	30,024	29,352	671	14,080	13,743	336
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国 債	11,507	11,898	△390	25,622	26,939	△1,317
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	5,498	5,675	△177	9,219	9,888	△669
	そ の 他	4,759	4,870	△110	5,052	5,640	△587
	小 計	21,765	22,444	△678	39,893	42,468	△2,575
合 計		51,789	51,796	△6	53,974	56,212	△2,238

- (注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

■ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額	
	令和3年度	令和4年度
非上場株式	27	27
投資事業有限責任組合出資	4	4
合 計	31	34

- (注) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
 投資事業有限責任組合出資については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

■ 金銭の信託 該当ありません

第102条第1項第5号に掲げる取引

デリバティブ取引

- | | | | |
|-----------|----------|------------------|----------|
| 1. 金利関連取引 | 該当ありません。 | 5. 商品関連取引 | 該当ありません。 |
| 2. 通貨関連取引 | 該当ありません。 | 6. クレジットデリバティブ取引 | |
| 3. 株式関連取引 | 該当ありません。 | | 該当ありません。 |
| 4. 債券関連取引 | 該当ありません。 | | |

国際業務

外国為替取引高

該当ありません。

外貨建資産残高

該当ありません。

その他の業務

手数料一覧

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
	金 額	金 額
代理業務	7,701	5,769
為 替	114,500	105,395
口座振替	56,379	56,472
そ の 他	83,436	83,303
合 計	262,018	250,940

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
	金 額	金 額
信 金 中 央 金 庫	1,446	1,225
日本政策金融公庫(国民生活事業)	—	—
日本政策金融公庫(中小企業事業)	—	—
独立行政法人 住宅金融支援機構	1,048	867
独立行政法人 福祉医療機構	25	16
そ の 他	—	—
合 計	2,519	2,109

内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
仕 向	送 金	184,143	105,640	188,396	112,243
	代金取立	1,302	1,772	725	1,157
	計	185,445	107,412	189,121	113,400
被 仕 向	送 金	309,230	126,659	316,088	131,449
	代金取立	3,484	5,768	1,990	3,201
	計	312,714	132,428	318,078	134,651
合 計	498,159	239,841	507,199	248,051	



自己資本の充実の状況について

定性的開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	大分信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	678百万円

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積み上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、自己資本比率は国内基準である4%を十分に上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策と考えております。

3. 信用リスクに関する事項

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクと捉え、与信業務の基本的な理念や手続きを明示した「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すと共に、信用のリスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、毎月の常務会にて大口上位25先の状況を報告するとともに、定期的な自己査定を実施するなど、厳格な信用リスク管理を行っております。また、信用リスクの計量化に向けたインフラ整備も含めて準備を進めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行なうほか、必要に応じて、常務会、理事会を通じて経営陣に対する報告を行っております。

また、貸倒引当金は「資産の自己査定基準」及び「償却及び引当の計上基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(1) リスクウェイトの判定に使用する適格格付け金融機関の名称

リスクウェイトの判定に使用する適格格付け金融機関としては、以下の4つの機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付け機関の使分けは行なっておりません。

・ R&I ・ JCR ・ Moody's ・ S&P

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより被る損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置と認識しており、実際の融資取上げに際しては、資金使途・返済財源・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から判断をおこなっております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主な担保としては預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める事務取扱規程や担保評価規程等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主な保証としては、政府保証と同様の信用度をもつ住金保証、金融機関エクスポージャーとして適格格付け機関が付与している格付けにより信用度を判定する社団法人しんぎん保証基金等があります。

また、お客様が、期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める事務取扱規程等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の摘要に伴う信用リスクの集中に関しては、特に限られた業種やエクスポージャーに偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手方のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、上記取引を行なっておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行なっておりません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では事務リスク、システムリスクをはじめとする事務に係る幅広いリスクと捉えて、事務管理部門が中心となってリスク管理要領を定め、それぞれの基本方針や管理体制に基づき経営会議に報告するなど、確実にリスクを認識し、評価しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は、投資事業組合への出資金が該当します。

また、非上場株式、投資事業組合への出資金に関しては、当金庫の定める「余資運用基本要領」に基づいて厳格な運用・管理を行なっております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価により、毎月、リスク管理委員会及び経営陣へ報告し適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行なっております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を示しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（ ΔEVE による上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化、 ΔNII による上方パラレルシフト、下方パラレルシフト）の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには、新商品の導入による影響などの計測を行い、リスク管理委員会等で協議・検討し、経営陣へ報告を行うなど、当金庫が抱える金利リスクに応じた適切な管理体制を構築しております。

金利リスク計測の頻度は、四半期末を基準日として、四半期ごとにIRRBBで計測しております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

A. 開示公示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII 並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

(c) 流動性預金への満期の割当て方法及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(d) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(e) 複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、 ΔEVE 及び ΔNII が正となる通貨のみを単純合算しています。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。

(f) スプレッドに関する前提

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、割引金利やキャッシュ・フローにスプレッドは含めていません。

(g) 内部モデルの使用等、 ΔEVE 及び ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは、使用していません。

(h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

令和5年3月末の ΔEVE で計測した金利リスクは、前年度と同様に上方パラレルシフトにおいて最大となり、 ΔEVE 最大値は前年度比で増加しております。

令和5年3月末の ΔNII で計測した金利リスクは、前年度と同様に下向パラレルシフトにおいて最大となり、 ΔNII 最大値は前年度比で増減ありません。

以上





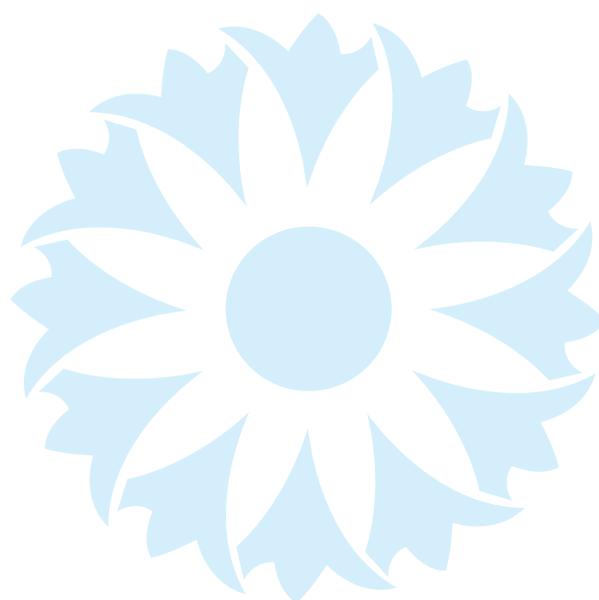
自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	20,269	20,391
うち、出資金及び資本剰余金の額	677	678
うち、利益剰余金の額	19,604	19,733
うち、外部流出予定額 (△)	13	20
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	227	192
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	227	192
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	93	49
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	20,590	20,634
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	21	18
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	21	18
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	190	163
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	211	182
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	20,378	20,451

項 目	令和3年度	令和4年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	88,569	91,595
資産（オン・バランス）項目	87,511	90,703
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△12	55
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第6項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額	△1,050	△1,050
うち、上記以外に該当するものの額	1,038	1,105
オフ・バランス項目	1,057	892
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	－	－
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,796	4,718
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額（二）	93,366	96,314
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ) / (二)）	21.82	21.23

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。





定量的開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	88,569	3,542	91,595	3,663
①標準的手法が適用されるポートフォリオのエクスポージャー	85,730	3,429	88,763	3,550
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	60	2	60	2
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	18,574	742	18,141	725
法人等向け	11,175	447	12,117	484
中小企業等向け及び個人向け	26,143	1,045	26,511	1,060
抵当権付住宅ローン	4,149	165	4,618	184
不動産取得等事業向け	16,471	658	18,661	746
三ヵ月以上延滞等	193	7	167	6
取立未済手形	7	0	7	0
信用保証協会等による保証付	2,468	98	2,367	94
株式会社産業再生機構による保証付	-	-	-	-
出資等	10	0	10	0
出資等のエクスポージャー	10	0	10	0
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	6,476	259	6,100	244
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,750	70	1,750	70
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	985	39	985	39
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	3,740	149	3,364	134
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,850	114	2,776	111
ルック・スルー方式	2,850	114	2,776	111
マンデート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,038	41	1,105	44
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,050	△42	△1,050	△42
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,796	191	4,718	188
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	93,366	3,734	96,314	3,852

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

2. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三ヶ月以上 延滞エク スポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		有価証券		現金、預け金等 その他資産			
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
製造業	4,404	5,702	3,811	3,748	590	1,950	2	3	2	8
農業、林業	276	250	276	250	-	-	0	0	-	-
漁業	129	115	129	115	-	-	0	0	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	432	441	432	441	-	-	0	0	-	-
建設業	13,121	13,005	13,112	12,996	-	-	8	8	76	81
電気・ガス・ 熱供給・水道業	2,670	3,813	-	-	2,666	3,806	4	7	-	-
情報通信業	289	208	151	97	137	110	0	0	-	-
運輸業、 郵便業	4,107	4,489	1,602	1,470	2,499	2,997	5	21	-	-
卸売業・ 小売業	10,517	10,368	10,313	9,975	196	386	6	6	77	52
金融業・ 保険業	102,411	97,215	1,381	1,414	16,311	15,506	84,717	80,294	-	-
不動産業	23,214	24,837	23,200	24,823	-	-	13	14	195	191
物品賃貸業	98	77	98	77	-	-	0	0	-	-
各種サービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・ 技術サービス業	260	239	260	239	-	-	0	0	-	-
宿泊業	644	463	644	463	-	-	0	0	-	125
飲食業	2,715	2,643	2,713	2,641	-	-	1	1	3	21
生活関連 サービス	3,007	2,999	3,000	2,992	1	1	5	6	1	1
教育、学習 支援業	399	375	398	374	-	-	0	0	-	-
医療・福祉	693	668	692	667	-	-	0	0	-	-
その他の サービス	4,088	3,883	4,078	3,873	-	-	10	10	1	0
国・地公体	49,047	44,673	5,772	5,596	43,233	39,054	41	22	-	-
個人	30,413	32,149	30,377	32,112	-	-	35	36	68	53
その他の産業	10,125	9,606	-	-	5,282	5,059	4,843	4,547	-	-
合計	263,069	258,227	102,451	104,373	70,919	68,872	89,698	84,981	426	537
1年以下	51,411	45,203	7,958	9,226	8,891	6,483	34,561	29,492		
1年超3年以下	41,423	38,512	6,727	6,432	11,130	9,017	23,565	23,062		
3年超5年以下	16,679	14,507	9,598	8,741	7,040	5,322	40	444		
5年超7年以下	10,752	10,537	10,172	10,179	579	358	-	-		
7年超10年以下	23,869	30,402	20,800	19,945	998	4,449	2,070	6,007		
10年超	100,074	103,908	46,709	49,387	37,364	38,521	16,000	16,000		
期間の定め のないもの	18,859	15,155	483	460	4,914	4,721	13,460	9,973		
残存期間別合計	263,069	258,227	102,451	104,373	70,919	68,872	89,698	84,981		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



ロ、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

※46ページに掲載の「貸倒引当金の内訳」の通りです。

ハ、業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
製造業	62	50	50	84	-	-	62	50	50	84	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	251	158	158	157	7	4	244	153	158	157	-	-
電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	13	4	4	5	-	-	13	4	4	5	-	-
卸売業・小売業	236	194	194	198	6	21	229	173	194	198	-	-
金融業・保険業	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-
不動産業	552	613	613	610	-	-	552	613	613	610	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
各種サービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門、 技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	240	259	259	265	9	-	230	259	259	265	-	-
飲食業	399	372	372	375	1	-	398	372	372	375	-	-
生活関連サービス業、 娯楽業	98	95	95	92	0	-	98	95	95	92	-	-
教育、学習支援業	2	1	1	10	1	-	1	1	1	10	-	-
医療・福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	13	13	13	11	-	-	13	13	13	11	-	-
国・地方 公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	188	167	167	130	13	7	174	159	167	130	0	-
合計	2,059	1,931	1,931	1,943	40	33	2,019	1,897	1,931	1,943	0	-

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(注) 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。

二、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	41,972	14,382	39,091	10,888
10%	-	18,014	-	17,113
20%	16,107	77,101	15,109	75,934
35%	-	11,932	-	13,279
50%	11,291	280	14,628	399
75%	-	33,625	-	33,882
100%	31	31,634	34	32,744
150%	-	92	-	76
200%	-	-	-	-
250%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	5,268	-	5,052
合計	261,735		258,235	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・ デリバティブ	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用 されたエクスポージャー	2,607	2,353	5,085	5,080	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

6. 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照 表計上額	時 価	貸借対照 表計上額	時 価
上場株式等	-	-	-	-
非上場株式等	1,017	1,017	1,020	1,021
合 計	1,017	1,017	1,020	1,021

(注) その他資産勘定等に出資として計上している非上場の出資は非上場株式に含める。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で
認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	-	-

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う
損益の額 (単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
売 却 益	0	0
売 却 損	0	0
償 却	0	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない
評価損益の額 (単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	-	-

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	2,850	2,776
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	-	-

8. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	8,894	8,363	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	ス テ ィ ー プ 化	8,064	7,504		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	8,894	8,363	0	0
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自 己 資 本 の 額	20,451		20,378	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。



当金庫のあゆみ

大正11. 11. 14

初代理事長山上猛虎が発起人となり、大分市大字大分1226番地の1に於いて有限責任大分信用組合を設立、事業開始



昭和 8. 8. 13

大分市大字大分1231番地（現市内町支店）に本店新築移転

18. 8. 25

市街地信用組合法施行により大分信用組合に名称変更

24. 6. 1

国民金融公庫代理業務取扱開始

26. 10. 20

信用金庫法施行に伴い大分信用金庫に名称変更

30. 4. 1

中小企業金融公庫代理業務取扱開始

32. 11. 23

創立35周年記念式典

34. 1. 16

全国信用金庫連合会代理業務取扱開始

10. 31

中小企業退職金共済事業団委託店契約

11. 19

大分市中小企業経営合理化資金、中小企業退職事業団代理店事務取扱開始

37. 4. 5

住宅金融公庫代理業務取扱開始

11. 14

創立40周年記念式典

38. 10. 10

林業信用基金代理業務取扱開始

10. 22

日本不動産銀行代理業務取扱開始

39. 4. 1

大分市公金収納事務取扱、県中小工鉱業経営改善資金貸付取扱

10. 1

日本長期信用銀行代理業務取扱開始

40. 3. 31

日本興業銀行代理業務取扱開始

12. 1

小規模企業共済事業団委託店契約

42. 12. 1

日本電信電話収入金取扱開始

43. 7. 1

NHK放送受信料の口座振替取扱開始

44. 4. 1

大分県税込納事務取扱開始

45. 12. 1

大分市水道局収納事務取扱開始

46. 3. 15

本店（現在地）新築移転オープン

47. 7. 1

環境衛生金融公庫代理業務取扱開始

7. 8

雇用促進事業団代理業務取扱開始

8. 1

年金福祉事業団代理業務取扱開始

11. 14

創立50周年記念式典

48. 4. 20

独身寮・社宅建築竣工

12. 24

日本銀行と当座預金取引開始

49. 4. 1

大分手形交換所直接加盟

50. 11. 25

日本銀行歳入代理店事務取扱開始

51. 4. 1

別府市公金収納代理事務取扱開始

6. 22

大分しんきん相談所、相談窓口設置

10. 1

為替オンライン全国一斉スタート

12. 24

預金量300億円達成

54. 2. 13

全国銀行内国為替制度加盟

7. 1

医療金融公庫代理業務取扱開始

56. 10. 12

新総合オンラインスタート

12. 22

預金量500億円達成

58. 9. 22

証券業務認可（蔵証第3071号）

10. 2

創立60周年記念式典

11. 14

全国信用金庫（新）データ通信システム移行

59. 2. 11

創立60周年記念植樹

（於：大分市裏川公園）



4. 6

全店CD設置完了

60. 2. 12

全店しんきんテレホンサービス（振込自動通知）取扱開始

6. 5

全信連と外国為替取引締結

62. 8. 7

「西日本建設保証株式会社とその公共工事前払金業務」取扱開始

10. 1

「大分地域CDネットサービス（OCS）」取扱開始

10. 20

「九州しんきんリース株式会社」とのリース業務取扱開始

平成 1. 2. 1

完全週休二日制実施

2. 8. 6

両替業務取扱開始

3. 6. 24

「大分県地域共同バンクPOSサービス」取扱開始

5. 5. 19

創立70周年記念式典（記念事業として大分川河畔ラブリバー事業に協賛し、植樹・諸設備について大分市に目録贈呈）

6. 22

創立70周年記念事業として別府市民健康増進事業に協賛し、健康増進機器を別府市に目録贈呈

6. 25

創立70周年記念事業として津久見市スポーツ公園植栽計画に協賛し、植栽及び諸設備について津久見市に目録贈呈

9. 24

創立70周年チャリティーコンサート主催（東京フィルハーモニーオーケストラ）

11. 18

東京フィルチャリティーコンサート益金（1,250,027円）を大分合同福祉事業団へ寄附

6. 1. 8 中国武漢市金融団の当金庫視察
- 
10. 17 流動性預金金利自由化により金利の完全自由化
7. 1. 4 全信連大分駐在員事務所開設
(当金庫5階)
3. 25 創立70周年記念植樹祭実施
8. 10. 19~20 「ヤングコアフェスタ in BEPPU KYUSYU」参加
9. 4. 1 「だいしんギャラリー」オープン
10. 18~19 ヤングコアフェスタ in 山梨参加
10. 6. 15 信用金庫の日「しんぎん文化の架け橋98」実施 (以降毎年「文化保存」「環境保全」をテーマにイベント開催)
- 
11. 3. 29 郵貯ATM相互接続開始
6. 25 「コンプライアンスマニュアル」制定
11. 29 宝くじ販売事務取扱
12. 3. 6 デビットカード取扱開始
3. 24 大分川河畔ラブリバー工事、照明灯費用寄贈 (大分市)
3. 31 預金期中平残1000億円達成
12. 4 全国しんぎんATMゼロネットサービス取扱開始
12. 25 大分川河畔ラブリバー事業・照明灯設置工事費用寄贈 (大分市)
13. 3. 5 スポーツ振興くじ販売及び払戻業務開始
12. 21 本支店パソコンネットワーク完成 (WAN)
14. 2. 25 臼杵信用金庫事業譲受
6. 10 佐伯信用金庫事業譲受
8. 2 府内戦紙／踊り部門優秀賞受賞
10. 5 南信協野球大会優勝 (於：宮崎県)
15. 6. 12 個人向け国債取扱開始
6. 27 創立80周年記念式典 (記念事業として、大分川右岸の環境整備事業に協賛し、照明設備及び植樹費用として、大分市に目録贈呈)



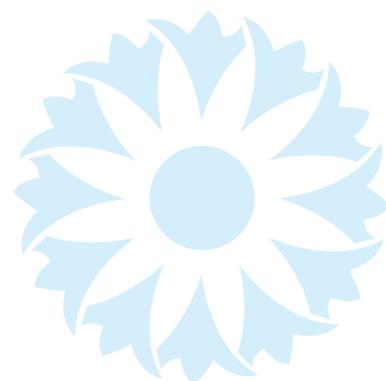
8. 1 府内戦紙／踊り部門優秀賞受賞
8. 29 「リレーションシップバンキングの機能強化計画」策定
10. 14 公庫買取型住宅ローン取扱開始
16. 8. 6 府内戦紙／踊り部門優秀賞受賞
11. 15 臼杵支店移転新築オープン
17. 3. 5 創立80周年記念植樹祭開催 (大分川右岸環境整備事業の完成を祝う会)
8. 5 府内戦紙1等賞受賞
18. 8. 4 府内戦紙／練り部門優秀賞受賞
11. 17 「フリーモールサンリブ佐伯店」に店外ATMコーナーオープン
19. 2. 19 店舗統合を実施
「南大分支店」と「えのくま支店」を統合し「城南支店」としてスタート
「府内町支店」と「金池支店」を統合し「府内町支店」としてスタート
府内戦紙／マナー部門優秀賞受賞
8. 3 「フレスポ春日浦」に共同ATM新設
9. 29 「ゆめタウン別府店」に共同ATM新設
11. 29
20. 8. 1 Little-B府内戦紙／マナー部門優秀賞受賞
9. 12 大分県農業信用基金協会と債務保証契約を締結
11. 23 しんぎん携帯電子マネーチャージサービス取扱開始
12. 2 ネット口座振替受付サービス取扱開始
21. 8. 7 府内戦紙／踊り部門優秀賞 Little-B府内戦紙／練り部門優秀賞・マナー部門優秀賞 受賞
12. 14 金融円滑化相談窓口設置
22. 8. 9 夏休み親子スクール「お金の働き・金融機関の役割について」
23. 1. 1 反社会的勢力排除条項の導入に伴う預金取引規定等の改定および同意書の徴求開始
2. 14~18 だいしん矢車会・経営相談会
8. 5 府内戦紙／審査員特別賞受賞
24. 2. 20 店舗統合を実施
「西新町支店」と「浜町支店」を統合し「西新町支店」としてスタート
「植田支店」と「宗方支店」を統合。新築移転のうえ「わさだ支店」としてスタート
25. 2. 18 でんさいネットサービス取扱開始
3. 3 大分市駅南シンボルロードにて創立90周年記念植樹実施
3. 6~27 津久見市・佐伯市・臼杵市・別府市へ創立90周年記念事業として寄付を実施
3. 31 預金期中平残2000億円達成
8. 31 だいしん90周年記念 おおみち芸フェスティバル開催
26. 2. 14 「西田病院」に共同ATM新設
8. 1 大分七夕祭り「第30回府内戦紙」参加
「一等賞」受賞





27. 1. 5	「トキハイナダストリー南大分センター」に共同ATM新設
8. 1	「H1ヒロセ元町店」に共同ATM新設
8. 7	府内戦紙／練り部門優秀賞 受賞
12. 11	佐伯市と地方創生に係る包括連携協定の締結
12. 15	臼杵市と地方創生に係る包括連携協定の締結
12. 17	大分市と地方創生に係る包括連携協定の締結
28. 2. 22	「西大分支店」と「別府支店」を統合「西大分支店」としてスタート 「西大分支店別府出張所」ATMコーナー新設
3. 22	「D-PLAZA」に共同ATM新設
3. 23	津久見市と地方創生に係る包括連携協定の締結
5. 16	高城支店新築オープン
8. 5	府内戦紙／踊り部門優秀賞 受賞
11. 21	学校法人文理学園日本文理大学および日本文理大学附属高校との連携協定の締結
29. 10. 23	臼杵南支店の出張所化 臼杵支店臼杵南出張所オープン
11. 14	台風18号の義援金として津久見市と佐伯市へ寄付
11. 20	JR大分駅コンコース共同ATM新設
30. 2. 13	店舗統合を実施 「府内町支店」と「中島支店」を統合「府内町支店」としてスタート 「佐伯支店」と「海崎支店」を統合「佐伯支店」としてスタート 「コーマート海崎店」ATMコーナー新設
5. 28	信託業務取扱開始
6. 30	女性活躍推進委員会主催 大分地区ロールプレイング大会開催
31. 4. 21	「飛鳥Ⅱしんきんリレークルーズ」実施
令和 1. 11. 10	第1回だいしんカップミニラグビー大会開催
2. 2. 25	新型コロナウイルスに関する相談窓口を全店に設置
11. 12	営業支援システム運用開始
3. 1. 4	個人型確定拠出年金 (iDeCo) の取次開始
1. 15	新店舗 南支店起工式
2. 8	臼杵南出張所、臼杵支店へ店舗内店舗へ移転
9. 21	城南支店を新たに南支店として新築移転オープン 畑中支店を南支店へ店舗内店舗へ移転
11. 12	大分信用金庫「SDG s 宣言」表明
11. 15	大分県信用金庫協会及び県内3金庫で大分県と地方創生に係る包括連携協定の締結
4. 2. 21	古国府支店を南支店へ店舗内店舗へ移転 「ドラッグセイムス大分羽屋店」ATMコーナー新設
3. 9	経済産業省が認証を行う「健康経営優良法人2022」(中小規模法人部門)に認定
6. 1	国民年金基金の加入・増口申出書受付業務開始
7. 1	大分労働局(厚生労働省)より「くるみん」認定を取得
9. 12	やよい町支店を鶴岡支店へ店舗内店舗へ移転

10. 11	滝尾支店新築移転オープン
11. 7	創立100周年記念事業として佐伯市へ寄附金贈呈
11. 8	創立100周年記念公演 「廣津留すみれ・廣津留真理トークセッション&ヴァイオリンリサイタル」開催
11. 14	創立100周年
5. 1. 18~20	フードドライブ実施
1. 26	公益財団法人産業雇用安定センター大分事務所との連携協定の締結
2. 20	信金中金「SCBふるさと応援団」による大分市への寄附事業贈呈式
2. 28	大分県より「おおいた女性活躍推進事業者表彰」受賞
3. 8	2年連続「健康経営優良法人2023」(中小規模法人部門)を認定



信用金庫法施行規則(省令)で定められた開示項目一覧

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

- イ 事業の組織
- ロ 理事及び監事の氏名及び役職名
- ハ 会計監査人の氏名又は名称
- ニ 事務所の名称及び所在地

2. 金庫の主要な事業の内容

3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの

- イ 直近の事業年度における事業の概況
- ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項

- (1) 経常収益
- (2) 経常利益
- (3) 当期利益
- (4) 出資総額及び総口数
- (5) 純資産額
- (6) 総資産額
- (7) 預金積金残高
- (8) 貸出金残高
- (9) 有価証券残高
- (10) 単体自己資本比率
- (11) 出資に対する配当金
- (12) 職員数

- ハ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表に掲げる事項

- (1) 主要な業務の状況を示す指標
 - ① 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く)
 - ② 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支
 - ③ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘
 - ④ 受取利息、支払利息の増減
 - ⑤ 総資産経常利益率
 - ⑥ 総資産当期純利益率
- (2) 預金に関する指標
 - ① 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の平均残高
 - ② 固定自由金利定期預金及び変動自由金利定期預金及びその他の区分毎の定期預金の残高
- (3) 貸出金に関する指標
 - ① 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高
 - ② 固定金利及び変動金利の区分毎の貸出金の

残高

- ③ 担保の種類別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
 - ④ 使途別の貸出金残高
 - ⑤ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
 - ⑥ 預貸率の期末値及び期中平均値
- (4) 有価証券に関する指標
- ① 有価証券の種類別平均残高
 - ② 有価証券の種類別の残存期間別残高
 - ③ 預証率の期末値及び期中平均値

4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の態勢
- ロ 法令遵守の態勢
- ハ 中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組状況
- ニ 金融ADR制度への対応

5. 金庫の直近の2事業年度における次に掲げる事項

- イ 貸借対照表
損益計算書
剰余金処分計算書
- ロ 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)~(4)までに掲げるものの合計額
 - (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 - (2) 危険債権
 - (3) 三月以上延滞債権(貸出金のみ)
 - (4) 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)
 - (5) 正常債権
- ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項
- ニ 次に掲げるものに関する取得価額、時価、評価損益
 - (1) 有価証券
 - (2) 金銭の信託
 - (3) 第102条第1項第5号に掲げる取引
- ホ 貸倒引当金の末期残高及び期中増減額
- ヘ 貸出金償却の額
- ト 金庫が法第38条第2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

6. 報酬等に関する事項であって金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

だいしん 公式SNS

ぜひフォローをお願いします。

●instagram



「だいしん」や地域の情報に加えて、取引先の紹介を積極的に発信しております。
@oitashinkin

●Twitter



毎日(平日のみ)更新しております。
「だいしん」が日常をつぶやいています。
@oitashinkin